

令和元年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年9月6日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和元年9月19日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和元年9月19日 午後3時35分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上 大 祐	新幹線・まちづくり課長	
	副市長	池田 英 信	市民課長	
	教育長	杉崎 士 郎	健康づくり課長	津山 光 朗
	行政経営部長	辻 明 弘	子育て未来課長	筒井 八重美
	総合戦略推進部長	池田 幸 一	文化・スポーツ振興課長	小笠原 啓介
	市民福祉部長	陣内 清	福祉課長	
	産業振興部長	早瀬 宏 範	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	福田 正文
	建設部長	副島 昌 彦	観光商工課長	中村 はるみ
	教育部長	大島 洋二郎	建設・農林整備課長	馬場 孝 宏
	会計管理者兼 会計課長	諸井 和 広	環境下水道課長	太田 長 寿
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	永江 松 吾	水道課長	
	財政課長	山口 貴 行	教育総務課長	武藤 清 子
	税務課長		学校教育課長	山浦 修
	企画政策課長	三根 竹 久	監査委員事務局長	
広報・広聴課長	井上 元 昭	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	横田 泰 次		

# 令和元年第3回嬉野市議会定例会議事日程

令和元年9月19日（木）

本会議第4日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第55号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第62号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

---

## 午前10時 開議

### ○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、日程に入ります前に、健康づくり課長より先日の梶原睦也議員の一般質問に対する追加の答弁の申し出がっておりますので、これを許可いたしたいと思います。健康づくり課長。

### ○健康づくり課長（津山光朗君）

議長の許可を得ましたので、発言させていただきます。

9月13日金曜日の梶原議員からの一般質問、高齢者肺炎球菌ワクチン助成につきましては、

時間がない中での質疑応答となりましたので、きょう改めて説明をさせていただきます。

この高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年10月より定期予防接種として実施をしております。対象者は、ワクチンの供給のバランスを考慮されて65歳から5歳刻みという年齢の方が対象ということになります。

年齢については、年齢計算に関する法律というのを適応しております、つまり、実際の誕生日の前日をもって年齢が1歳加算されるといった法律を適用しております。例えば4月1日生まれの方であれば、前日の3月31日をもって1歳加算をするといった法律です。

定期の予防接種ができる期間につきましては、対象者全てが当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間ということになります。例えば、今64歳の方で今年度中に65歳となられる方も、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間は接種ができます。また、例えば3月で65歳になられる方も、当該年度の4月1日から3月31日までの1年間は接種ができるということになります。ですので、出生した日にちに関係なく、接種する期間というのは1年間誰でもあるということになります。例えば3月生まれの方とかは65歳になってから通知を出しよったら、恐らくその日にちが本人にとっては短くなりますので、今年度につきましては約2,000人ぐらいいらっしゃいますけど、年度に入る前の3月中旬ごろ全ての対象者に通知をして、今接種勧奨を行っているところでございます。

続きまして接種率についてでございますけど、県内の接種率について議員より、嬉野市は県内で一番低くて21.4%という御説明をいただいております。ただ、この接種率につきましては平成30年度のみ接種率でございます、定期接種となった平成26年10月から30年度までの約5年間を平均しますと、嬉野市では約28%となっております。さらに、嬉野市はこの定期接種になる前に独自で助成を平成22年度から26年9月まで行っております。その間、独自の助成で接種していただいた方が約1,500名程度いらっしゃいます。その1,500名の方がこの対象者の中に実は含まれておまして、その接種率を出しておりました。ですので、分母がちょっと大きくなっておりましたので、実際の接種率につきましては5年間で約33%という接種率になります。もちろん県平均の43%に達してはおりませんが、全国平均並みにはなっているかということになります。

いずれにしても、接種していただき、予防していただくことが重要ですので、健康づくり課としましても、今後各種媒体を活用してこういった接種勧奨とか、普及啓発に努めてまいりたいということで考えております。

以上、御説明とさせていただきます。貴重な時間をいただきありがとうございました。

○議長（田中政司君）

梶原議員、よろしいですか。

○15番（梶原睦也君）

よかです。

**○議長（田中政司君）**

それでは、日程に入ります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会の議案質疑につきましては通告制といたします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨規定をしておりますので、御注意をいただきたいと思えます。

それでは、議案第54号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第55号 嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第56号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第57号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第58号 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第59号 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

では、議案第59号について質問をさせていただきます。

こちらは、ごみ袋とか、いろんな持ち込み粗大ごみとかの料金改定の議案なんですけれども、まず、なぜ今回の改正になりましたでしょうかという質問と、あと、近隣市町と比べてどうなんでしょうか。それと、今後市民への周知の仕方はどうされますでしょうか。まず、3点をお伺いします。

**○議長（田中政司君）**

環境下水道課長。

**○環境下水道課長（太田長寿君）**

お答えいたします。

まず、なぜ今回の改正がこのタイミングかということでございますけれども、本年10月か

ら消費税率が改定されることとなります。さまざまな歳出が増加することを考慮いたしまして、本市におきましては公共施設の使用料等に関して、増税に先立ちまして今年度の4月から施設使用料等の値上げが実施されております。

このごみ袋等、清掃関係の手数料につきましては、そのときの庁内会議には加わっておりませんで独自の検討をしてきたわけでございますけれども、まず、ごみ処理手数料の値上げに関してなぜこのタイミングかにつきましては、増税に先立ってとか、増税のタイミングではなく令和2年4月1日、すなわち増税からおよそ半年後、来年度当初からの実施をということで御提案をさせていただいております。

燃やせるごみとか燃やせないごみとか、家庭系のごみ袋に限って申しますと、平成21年10月からおよそ10年ぶりの値上げということになります。したがって、やはり市民生活への影響が大きいということを考慮いたしまして、増税後のおよそ半年、それと市民への約半年間の周知期間をとるということで、そのために本定例会で上程して可決をしていただくことで、令和2年度当初からの施行とさせていただいております。

それから、近隣の市町と比べてどうかということでございますけれども、他市町のホームページとか例規集、そのほかで調べましたところでは、指定袋（燃やせるごみ用）大の1枚当たりの料金でございますけれども、武雄市におきましては45リットルで50円、鹿島市は35リットルで40円、それから、容量は不明なんですけれども、白石町が45円、太良町が40円ということで、おおむねこのようになっている模様でございます。

それから、市民への周知の方法ということに関して申しますと、料金改定の周知に関しましては、市報ですとか、行政嘱託員さん宛の配送、それとホームページ、プレスリリースなどが考えられますので、最大限の周知に努めてまいりたいと考えております。特に、このたびの改正でリサイクル袋につきましては値上げをせず、ほかの燃やせるごみ等のごみ袋と、粗大ごみに関しましては料金は値上げとなりますけれども、リサイクルの袋を値上げしないことによって、ごみの減量化とリサイクルの推進に御協力をいただけるような内容で周知に努めたいと考えております。また、ごみ袋を取り扱っていらっしゃる小売店さんに関しても、周知と、それから御協力を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

先ほどの答弁では、前回の料金改定が平成21年10月から今の料金ということでいただきました。

それと、近隣の市町と比べてどうかということに対しては、武雄市、鹿島市、太良町、白石町のホームページを見られたということで理解いたしました。

今回、この45ページの資料を見させていただいて、持込粗大ごみが1,000円から2,000円、あと、2トン収集車が1台について3,000円から5,000円ということですが、これが急に倍とか1.5倍とかになっていますし、その算定基準というか、それはどうされたんでしょうか。あと、事業系も搬入使用料の積載重量2トンまでが2,000円から3,000円、2トン以上が4,000円から5,000円ということで、普通の個人の持ち込み用との割合的には値上がり率が違うと思うんですけれども、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

近隣の市町に比べてどうかという部分で、一つの比較の対象となりますのが粗大ごみの取り扱いと申しますか、収集の方法についてということになるかと思います。

粗大ごみの収集につきまして、塩田地区におきましては今300円でステッカーを張っていただいて、ステーションで収集をしてもらっております。その他、嬉野全域の方で中継基地のほうにお持ち込みいただいた場合、基本的に軽トラック1台程度で1,000円、大型のトラックでしたら2,000円とかいう形で徴収をさせていただいております。

このステーション回収の料金につきましては、おおむね他市町と同じぐらいの料金になっているわけなんですけど、中継基地への持ち込みができるという点について当市が特殊な事情がありまして、そういったところは余り周辺にはないものですから、特別に——今現在、粗大ごみの持ち込みは料金等を勘案すると、嬉野市は物すごくしやすいという形になります。事業系のごみもそうなんですけれども。

そういったことで、粗大ごみの運搬コストとかそこら辺を考慮して、それから、臨時収集につきましてなんですけれども、臨時収集を直営で実施しているところはこの周辺では嬉野市だけです。ほかの市町は、清掃の許可業者さんをお願いして収集をして、運搬をしてもらうという必要があります。臨時収集、そういった御自宅に回収に伺うサービスのコストで考えると、よその市町では実施をしていないんですけれども、それは実際によそで実施をすればしたら物すごく高くなるものですから、実際に嬉野市でのコストというのを考えたときに、今の臨時収集の3,000円とか、粗大ごみの持ち込み1,000円というのがちょっと安過ぎるという事情があります。それで、率的に言うと大分大きな値上げになるわけなんですけれども、粗大ごみに関しては、おおむね大きな値上げというふうにさせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

おおむねわかりましたけれども、私も粗大ごみを軽トラックで何度か利用させていただいたんですけど、そういったときに、近隣市町では粗大ごみ持ち込みとかないということですけども、今、嬉野市では、軽トラとか2トン車で粗大ごみの持ち込みと、お宅にお邪魔して行って収集するのと、割合的には多いものなんでしょうか。どのくらいの、結構あったんですか。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

持ち込みの量的に言うと当市は、全体のごみの量に占める粗大ごみの量は、西部のクリーンセンターから来る報告書から拝見する分には、私の印象でなんですけれども、比較的高い印象がございます。実際に、平成30年度の実績で申しますと、粗大ごみの持ち込みが、家庭系で2トン車未満が1,613件、それから2トン車以上が41件、それから、事業所からの持ち込みが出てきて、これは1台2,000円と4,000円なんですけれども、こちらが2トン車未満で38件、2トン車以上で1件、全部で1,693件という実績がございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今の答弁で大体わかったんですけど、私が出している積算根拠とリサイクル等は先ほどの説明で理解できました。

この3点目の嬉野地区での粗大ごみステッカー販売は検討されなかったのかということでもありますけれども、以前も一般質問等でこれはやったことがあるんですけど、先ほど増田議員の質問の中でも、2トン車以上と2トン車未満の値上げ率が私は気になって、先ほど説明はあったんですけども、今高齢者等がふえていく中で、一番わかりやすいのは自転車1台を車に積んで行けば今までは1,000円と。それで、今後は2,000円になるということですよ、単純に言えばですよ。

そういう中で、塩田地区においては、今現在ステッカーが300円で持っていってもらえると。嬉野地区の人は自転車1台を自分で持って行って1,000円と。ここに非常に不公平感を以前も感じていた中で、今回なおさらのことそういった弱者対策ということで——量が千六百何台というのはわかりますけど、全部が全部そうじゃないんでしょうけれども、そういう弱い立場の人ということからいけば、何でこういうふうな形になったのか。もし上げるとすれば、塩田地区の人は今回500円ですよ。嬉野地区の人は自転車1台持って行って2,000円になると。ここに何らかの配慮ということであれば、嬉野地区の人が持って行ってあそこで

ステッカーを買ってもいいし、ここで嬉野地区の人が買って自転車に張って持って行って1台500円でもいいんじゃないかと、そういうきめ細かな対応は考えられなかったのかどうか、この点についてだけお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

今回の条例には表立っては出てまいりませんが、粗大ごみの手数料を大きく値上げするということに当たりまして、粗大ごみのステッカーの取り扱いを検討させていただきました。それで、合同常任委員会の際の御説明がちょっと不足していた部分はございますけれども、今回の改正に合わせまして、粗大ごみステッカー、今まではステッカーはステーションに出すことしかできなかったんですけれども、中継基地の持ち込みを可能とするように運用を変更していく予定がございます。

したがって、現行ではごみのステッカーの利用ができるのは塩田地区のステーション回収のみでございますけれども、これを市内全域でステッカーを販売していただくことによりまして、1品のみでしたら500円で中継基地に持ち込みができるように運用の変更をさせていただきたいと思っておりますので、自転車1台とか、1品に関してはそういう対応ができるということで、その辺も周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

非常にいい答えを伺いました。私が前に一般質問をしたときに、高齢者の人が自転車1台持っていきよつとよと、こがんで取らるつとよと、不公平じゃなかねと何人かに言われたことがあるんですよ。そういう中で、ずっとこれは思っていたものですから、今回そういう配慮をしていただいたということはありがたく思っております。

あとの部分もいろいろありますけど、これで終わります。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今の増田議員と梶原議員の質問に対する答弁で大体わかりましたけど、今回、消費税が上がるということで一般のごみ袋等は値上がりしていますけど、リサイクルのほうは値上げしていないですね。先ほどの課長の答弁では、リサイクルの意識というか、そういうのを高めてほしいということですけど、ごみ袋の製造、つくるほうに関しても消費税の分が値上が

りしますので、経費として上がってくるんですけど、その辺のところも考慮されて今回リサイクルの分は値上げしないという形にされた、その辺のところはどういうふうに考えられたのか。

それともう一つ、同じこの資料の中に、犬、猫の死体はそのままいいでしょうけど、し尿処理の分もそのまま値上げはしていないんですけど、そういうところも業者のほうとかいろんな要望とかあったと思うんですけど、その辺は検討されなかったのか、2点についてお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、消費税の増税に関しての料金の値上がりというのは、今年度からそうなんですけれども、やはり来年度からの歳出、予算編成に影響をしてみりますので、その財源の確保という部分はございます。

一つの目安といたしまして、今現在、収集運搬委託料が約1億7,000万円ほど今年度の予算があるわけなんですけれども、おおむねその3分の1程度をごみ袋の料金で賄うという形にここ数年来ておりますので、収集運搬委託料も今後上がって、経費も上がってまいりますので、その3分の1を満たせるぐらいの値上げということで1つ考えているところでございます。

それと、値上げしていない部分に関してなんですけれども、まず、リサイクル袋についてはやはり値上げはしないことによって、リサイクルの分別推進をしていきたいというふうな方針と、それから動物の死骸の回収につきましても、例えば処理件数の多くが、自宅に迷い込んで猫の死んでいた分を私どもが回収するというパターンが多くて、ごみの減量化にもつながらんし、その負担をむやみにふやすわけにはいかんかなという判断がございます。

そして、し尿くみ取りの手数料につきましては——ごみ袋もそうなんですけれども、やはりそういう清掃の手数料につきましては、もちろん係るコストが幾らかというのでも勘案する必要はあるかと思うんですけども、周辺市町との均衡というか、そういったものを図る必要というのがあるということで、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」のほうでも方針があったものですから、それに基づきましてごみ袋は上げますけれども、一応周辺との均衡はとれているだろうという判断ですね。

それと、し尿の処理手数料につきましては、値上げしなくても既に他市町と同じぐらいの料金をいただいているということで値上げをしていないということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

**○11番（山口忠孝君）**

大体理解いたしました。

それと、もう一つお尋ねしたいんですけど、ごみ袋が10年ぶりに値上げになるということで、たしかその10年前に値上げになる前に、店からごみ袋が消えて品切れ、そういう形になったというのを私ちょっと思い出して、そういうこともありますので、来年の4月から上げられるんでしょうけど、その辺のところも市民の方が——今の時期はまだ大丈夫でしょうけど、時期が近づいてきたらいろんなそういうところにしわ寄せが来ると思いますので、そういうふうにならないように対応をしていただきたいなと思いますけど。お願いしておきます。

**○議長（田中政司君）**

環境下水道課長。

**○環境下水道課長（太田長寿君）**

お答えいたします。

もちろん、そのあたりの対応というのは最大限努めてまいりたいと思っております。

実際、不測の事態というのは起こり得るとは思いますけれども、できるだけ周知に努めていきたいと。その周知に努める中にも、すみませんが、ごみ袋の買いだめは控えていただくように、以前したときは小売店さんをお願いをした経緯があります。その動向を見ながらなんですけれども、もしもこれは全然行き渡らんばいということになったとしたらば、そういったことも考えていかんばいかんけんが、そういったところも含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口虎太郎議員。

**○4番（山口虎太郎君）**

議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について。

私の質問は、別表第2の改正により対象となる事業所が新規であるのか、そこをまずお尋ねいたします。

**○議長（田中政司君）**

広報・広聴課長。

**○広報・広聴課長（井上元昭君）**

お答えをいたします。

今回の改正については、企業誘致ビルの供用開始も来年に控えているということで、進出を今現在検討されている企業様の御意見とか市の状況を踏まえて、今の条例をより充実した内容とすることで、企業進出しやすい環境とするため、今回改正案ということで上程をしているところでございますので、今後、企業の方と協議をしていくこととなります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

わかりました。今後、企業さんとの話の中に使っていくということですが、それでは現在、一応駅前周辺とかには——この企業誘致の中でも製造業等とビジネス支援サービス業等と分かれていると思うんですね、条例の中で。そのビジネス支援サービス業等が新幹線駅前のあたりであると思うんですが、こういう中で、現在来られておる医療センターとか、スーパーとか、薬局とか、今既存で入っておられるので、そういうところにも該当するのかなどうか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

あくまで嬉野市の企業誘致条例につきましては、製造業であったりとか、運送業であったりとか、それとIT企業——今、企業誘致ビルに入居を考えているのがIT企業であったりとか、デジタルコンテンツ業、映像関係ですね。そういったものが対象でございますが、商業施設とか、商店とか、そういったものは企業誘致条例の対象外になりますので、そういったものについては優遇措置等は今のところございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

わかりました。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。すみません、全体と第2条と附則1というふうなことで、それぞれに3回ずつ質問ということで。

○8番（増田朝子君）

いいですか。

○議長（田中政司君）

はい。

○8番（増田朝子君）続

同じく議案第60号 嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例についてですけれども、最初に全体的に、なぜ今回の改正になったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

先ほどの答弁の中でもちょっと触れましたけれども、今回改正に至ったのは、企業誘致ビルが来年供用開始ということで、進出を検討されている企業さんのヒアリング等も行いながら、嬉野市の状況も踏まえて、企業進出しやすい環境を整備するというところで、今回改正を上程しているところでございます。

今年度、企業さんのヒアリングと申しますか、そういった検討をされている企業さんを対象にいろいろお話をさせていく中で緩和をした場合が進出しやすいというふうな御意見も伺ったので、今回条例の改正案を上程しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

企業の方にヒアリングをされた中で、もう少し緩和したほうが進出しやすいということですが、今の段階でどれぐらいの手応えがえられるのかということと、あと、例えば緩和できましたら進出しますよという手応え的なことはありますでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

手応えと申しますか、そういった御意見を伺っておりますので、今回、議会のほうで御承認いただければその旨を伝えて、改めて協議をしてみたいと思っています。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

じゃ、例えば何社ぐらいにそういうヒアリング的なことがあったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

企業の数については数社でございます。  
以上です。

○議長（田中政司君）

次、第2条で。増田議員。

○8番（増田朝子君）

では、第2条の中で、「別表第2中「3 市施設を賃借した場合は、交付しない。」を削る。」という文言がありますけれども、ここの説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

企業誘致ビルが完成するわけですが、これが市の所有ということになります。そういった場合、企業誘致ビルに入居する企業に対しまして補助金が交付できるようにということで今回削除をするものでございます。

なぜかといいますと、例えば民間の施設に入居される場合と、市の企業誘致ビルに入居される場合について公平性を保つためとか、より企業が進出しやすい、どちらに入っても優遇措置を受けられるというふうなことを行うために、今回この分については削除の上程をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

ちょっと確認なんですけれども、じゃ、これまでの条例としては、市の施設を賃借した場合は交付しないという文言があって、今後できる企業ビルは市の施設なので、今後は、民間のビルに入っても市のビルに入っても同じような優遇措置をするということによろしいですか、確認ですけど。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えします。

今後は市の企業誘致ビルに入っていたいただいた企業さんについても、優遇措置の対象とするということです。

以上です。

○議長（田中政司君）

次、附則ですね。増田議員。

○8番（増田朝子君）

附則1でお尋ねしますが、第2条の規定は、令和2年3月1日から施行する。」とありますが、どうして3月1日施行ということなのでしょう、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

供用開始日を令和2年3月1日に予定をしております、その時期に入居予定の企業があるために、供用開始を来年の3月1日に予定をしているところでございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

では、今建設中の企業ビルは、建設予定はいつなんですか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

今の企業誘致ビルの建設予定ということによろしいですね。起工式を8月26日に開催いたしまして、建設は、今準備段階から始まっております。それで、2月末をもって完成を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

これで議案第60号の質疑を終わります。

次に、議案第61号 嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第62号 嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

議案第62号について質問をいたします。通告に沿って質問をいたします。

まず、この分については料金の平準化ということで、懸案であった分を進めるということで期待をいたしております。

その中で、この条例の3の(2)、ここにありますところの井戸水等水道水以外の水を使用した場合について質問をいたします。

1点目が、「使用水量を水道の使用水量に関する加算するものとし、当該使用水量は、使用者の様態を勘案して市長が認定する。」とあります。その分の説明を手短にお願いしたいと思います。

2点目、水道水の使用につきましてですけれども、申請せずに使用する場合があったとするならばどうするのか、確認をいたします。

3点目、施行期日が令和3年と3年後になっておりますが、遅いのではないかと判断するわけですが、その説明をお願いします。

以上です。

○議長（田中政司君）

これは全部一遍に3回で。

○12番（山下芳郎君） 続

はい、よろしいです、それをお願いします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

順番にまいります。

使用水量の市長の認定水量に関する御質問に関してなんですけれども、現在、嬉野地区の公共下水道の供用区域におきましては、これは下水道条例の施行規則になりますけれども、温泉水の使用水量を水道水の使用水量とあわせて認定水量としております。これと同様に、塩田地区農業集落排水におきましても、井戸水等を使用される世帯におかれましては、メーターを御自分で取りつけていただいた場合は、その世帯の認定水量は水道水に井戸水等の水量を加えた量となります。

また、メーターを取りつけていらない場合は、水道水の使用料に1.3を掛けた水量を認定水量として、この料金に基づきまして料金をいただくと。どちらかの対応を勘案して決定するものでございます。

それから、2点目の井戸水の使用の申請をしないお宅に関してなんですけれども、これは、申請につきましては申請主義になりますので、市民の方の周知に基づく申請に基づいて認定をしていくわけでございますけれども、なかなか難しいと思いますけれども、できる限り申請漏れがないように手続を進めていきたいと考えております。場合によっては、井戸ですと家の中にある場合が多いですのでなかなか難しいんですけれども、場合によっては立入調査などを行って、実態を把握していく必要があると考えております。ただし、そこの料金の改

定をいたしました後、申請をせずにそのまま使用されていた場合に、井戸水の使用が後だってわかった場合は、さかのぼって未払い分の使用料をいただくというケースもあろうかと思っております。

そして、施行の期日が令和3年度、再来年度からになるというのが遅うございますけれども、こちら、初めて料金体系を変更するというので、この変更によりまして使用料が大きく増加する事業所もあると予想をしております。下水道審議会におきましても、激変緩和について附帯意見を頂戴したところでございます。そういった使用水量の多い事業所、家庭を含めまして、節水型の設備へ転換していただくなど、水道使用料を節約したり、農業集落排水へ排出される分を、水道は使うばってんが農業集落排水のほうに流さないと、そういった水量の減免というのも可能でございますので、そういった分の取り組みができる期間を確保できるように再来年度当初からの施行としております。

また、塩田地区におきましては、井戸水使用の世帯が多いということも今把握しておりますので、申請とか移行の手続きに、実態の把握のために時間を要するのではないかということも勘案いたしまして、施行までに期間を確保させていただきたいと考えております。

ちなみに、具体的に手続きの内容につきましては、井戸水利用の世帯に申請をしていただきまして、それに基づいて認定水量が幾ら、例えばメーターを取りつけられる場合はメーターを取りつけた量の分を加算する。取り付けられていない場合は、水道の使用料に1.3を掛けた量を認定水量とするというような方針、どちらかを選択していただいて申請をしていただくという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

このことは、上水道を含めて今大きく嬉野市も舵を切っているわけでありますので、できるだけ安全・安心の水を提供するというのが一つの責務じゃないかと思っておるわけです。ただ、慣例的に今まで井戸水というのがあることは理解をいたします。いたしますけれども、そこら辺について、できるだけ安全が確保できる状態、また、皆さんとの公平性が保てる状態を保っていただきたいと思っています。

その安全性の確保についてはどうでしょうか。

○議長（田中政司君）

上水道じゃなかけんね、今の質問……

○12番（山下芳郎君） 続

いや、井戸水を使う中で、井戸水の安全の確保。

○議長（田中政司君）

この条例がさ。まあよかです。環境下水道課長。

**○環境下水道課長（太田長寿君）**

お答えいたします。

水道の井戸水の管理につきましては、原則として個人さんという形になっております。ただ、これによりましてむやみに井戸水の使用がふえるというような、水道の水量が減れば下水道代も減るものですから、井戸水の使用がふえるということも考えられますので、そういったところも含めての周知といいますか、場合によってはそういった設備が必要な場合も、事業所とか、個人さんとかであろうかと思っておりますので、そのあたりの周知も必要なのかなどというのは考えております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

山下議員。

**○12番（山下芳郎君）**

今の答弁で、今回こういった形で切り込んで条例化をされるんですけども、状況、内容によっては、柔軟にこの条例そのものを見直すということもあり得るということで理解していいんでしょうか。

**○議長（田中政司君）**

環境下水道課長。

**○環境下水道課長（太田長寿君）**

お答えいたします。

基本的には、条例及び規則も含めてなんですけれども、まずは料金体系の統一ということに関して今回の条例につきましては上程をさせていただいております。この後、運用を行う中で実態に合わせた改正というのは、ちょっとというと農業集落排水と公共下水道、市営浄化槽を一体的に見て、その実態に合わせて変更していくという、今度はそういう形になっていくかと思っております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

次に、増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

同じく議案第62号でお尋ねします。

これまで答弁をしていただきましたけれども、まず全体で御質問をさせていただきます。

今説明いただきましたけれども、今回の改正は、大きくこれまでとどう変わるのかというのをもう一度すみません、重複するかと思っておりますけれども、説明をお願いします。

**○議長（田中政司君）**

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

ごくごく基本的なことになりますけれども、現在の農業集落排水の施設使用料は、家族さんの人数で料金が決定する、いわゆる人員制というものでございます。これを、公共下水道とか、市営浄化槽と同じく水道水及び地下水等、使用された水量によって料金が決定する、いわゆる重量制というものに変更するものでございます。これによって、生活排水処理の3事業の料金が統一されるということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

これまでは家族とかの人員制だったんですけど、今後は重量制に変わるということ、大きくはそれということですか、確認です。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

そういうことでございます。合同常任委員会のときに料金がどんなふうになるかお示しをさせていただきましたけれども、世帯数の少ない御家庭、使用水量の少ない御家庭ですと、ざっくりと料金は下がるだろうというふうに見込んでいるところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。第17条ですね。

○8番（増田朝子君）

はい。では、第17条の第3項の(2)、ここの中で、井戸水等を使用した場合、水道の使用水量に加算するとありますけれども、まず、井戸水等とありますけれども、先ほど温泉水とかというのが出てきましたけれども、その井戸水等の「等」というのはどういうものが含まれるかという御質問と、井戸を所有している世帯数と、井戸のみとかもあられるんでしょうか、まずそれをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

井戸水等の「等」につきましては、考えられるのは、嬉野でいうと温泉水ですね。塩田の

ほうには恐らく温泉はないんじゃないかと思うんですけれども、あとは河川水を取水されて使用される場合とかもあり得ると思います。そういったことで井戸水等、井戸以外の使用水ということで御理解ください。

そして、井戸水のみ使用されている世帯、実際に今私どもで把握はちょっと難しいです。で、農業集落排水の使用の申請、一番最初に供用を始めるときの申請をもとに私どもで把握しているところで申しますと、井戸水だけという世帯が200ほどはあるのではないかと見ておりますので、そういった御家庭につきましては申請に基づいて、今までは御家族の人数だったわけですけれども、今からは1人当たり6トンという形で使用料を算定させていただくということになります。

以上です。（「井戸を併用している数がこの200ですか、井戸のみが200ですか」と呼ぶ者あり）井戸のみですね。（「じゃ、併用、一緒の数も」と呼ぶ者あり）

失礼しました。併用の御家庭についてはおおよそ400ほど把握しておりまして、合わせて600ほどの家庭が井戸を使われているところかと把握しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ただいまの答弁で、井戸を併用して所有している世帯数が400世帯ほど、井戸のみを所有されている方は200世帯ぐらいということなんですけれども、先ほど山下議員も申されましたけれども、この施行が令和3年からということですので、やっぱり周知というのが一番大変だろうと。井戸を所有されている方の料金が今後変わってきますので、その周知的にはきちんと説明をしていただいて、市民の皆さんが安心して使っていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、お二人の御質問に対する課長の答弁で大体わかりましたけど、1つだけお伺いいたします。

今回の条例改正で、使用量による料金体系に変えるということで、料金はここに書いてありますように、高くなるのか安くなるのかという質問を出しておりますけど、多分高くなってくるんじゃないかなと思います。

これまで塩田地区の方々は、開設以来、割とやすい料金で利用されてきて、ここに来て料

金を値上げされるといういろいろな不平不満というか、反発があると思うんですよ。そういうところも、どうして今回この料金を改正するのか理解していただくために、その辺のところの周知をどのように——期間ももう1年先延ばしにして、その間にいろいろな周知をすることでおられますけど、今回の改正をせざるを得ないところを市民の方に納得していただけるように説明というか周知、そういうところをやっていただきたいと思うんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（太田長寿君）

お答えいたします。

もちろん、料金を改定するということが皆さんにとって初めてのことになりますので、よく理解していただくこと。中でも、答弁でも申し上げましたとおり、使用水量が少ない家庭につきましては今までよりかは減ると。もちろん、新しい料金体系になったら別なんですけれども、減るということで試算をしておりますので、逆に下がるところからすると何で早く施行せんとかということになるぐらいかと思います。実際、水量の多い事業所の激変緩和措置も講じないので、そういった水量の多い事業所へも丁寧な説明が要るのではないかと考えております。そういった形で節水の御提案ですとか、減免がこういうふうにしたらできますとか、そういったところの説明も含めて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算第3号についての質疑を行います。

5ページから15ページの歳入について質疑を行います。

初めに15ページ、22款、市債、1項、市債、1目、消防債について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問をさせていただきます。

公共事業等債の4,990万円の減額について減額の詳細を伺うということで、まず、なぜ市債が使えなかったか、これを教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

本起債に関しまして、公共事業等債につきましては、当初予算では平成31年度国庫補助事業である社会資本整備総合交付金を活用し、耐震対策研究促進事業として耐震基準を満たしていない旅館の除却事業を実施する際の市の負担分の財源として計上をいたしておりました。しかし、5月10日に県へ起債の計画書を提出した際に、その後、5月下旬に県の方からその起債計画書の審査の結果、国庫補助事業には該当いたしますけれども、対象となる建物が公共施設ではないということで起債の対象にはならないとの指摘を受けました。国庫補助事業については該当いたしますけれども、今回、市の負担部分の財源としては、予定としては市債が使えないということで今回減額をいたしまして、一般財源とさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、先ほどの答弁の中で国の支出金の11.50%、県支出金の16.65%、これに関しては通常、補助率等は変わりはないということによろしいんですか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど申しましたように、国庫補助基準については満たしており、その裏の一般財源の負担分も当然、県と同額ありますけれども、その分について起債を借りようとしたところ、起債する際の要件にそこだけが該当しなかったということでございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、これは現に一般財源から合計して約5,500万円ぐらい支出になっていくと思われれますけれども、今後、当初予定していたものが使えないということでそういうふうな結果になるだろうと思うんですけれども、実際、一般財源を投入することによってここを実際に解体した後、そういったところの効果とか、成果とかは今後どのように考えられているのか、そこを最後に、終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

今回の事業につきましては、あくまで国庫補助事業はその要件に該当しておりますので、

緊急に解体すべき危険な建物ということでのその事業の効果は果たせると思います。ただし、財源として市が持つべきものは当然もとからあったんですけれども、それを起債を使うかどうかということだけですので、その事業の趣旨というのは変わりませんので、その効果は当然得られると思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

この事業に関してお伺いをいたします。

現在もう解体をされている物件とは思いますが、今回——私の通告書に一般会計と書いておりましたけど、すみません、一般財源の間違いです。一般財源のほうに組み替えをしてあるんですけど、当初要綱といたしまして、国庫補助金を主に使ったの解体なんですけど、ここを更地にされて、事業所さん、個人さんだと思いますが、後々はまたその施設、場所にまた建屋等を建てるようなことも要綱には書いてあるんですかね。その辺、後々——ここまで補助金をいただかれて解体をされておりますけど。その辺をお伺いしたいんですけど。

○議長（田中政司君）

これは2番の、事業該当の補助金要綱を伺うということまでということによろしいですか。

○7番（川内聖二君）続

そうです、そうです、はい。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

この今現在解体をされている事業も含めて、補助金の対象となる要件といたしましては、大規模建築物の耐震改修工事、それと建てかえ、または除却工事が対象ということになっておりまして、解体をしたからといって建て直しなさいというところまでの要件は入っていないところですよ。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

そしたら、ここまで補助を使って、その後のことは建てかえ等に関しては要綱にうたっていないということは、ここの土地を更地にして個人さんが売却してもよろしいということでは

すかね。要するに、ここまで耐震等として――要綱としてわかりますよ、不特定の方が集まるところに対しての補助要綱等はわかるんですけど、最終的にはここまで補助を利用して、土地ながら、個人さんが今の物件を売却等はそれは自由ということなんですかね、お伺いします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

このもともとの法律といたしましては、先ほど申しました要件内に該当すれば補助金は受けられるということになるわけですね。その後の転売ということに関しては、こちらの要件としては入っておりませんので、実際に転売をされても問題ないと申しますか、その事業者さんの都合によるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

ちょっとその辺が私としてはわからなかったところで、別にそれが法的にも何にも関係なければ問題ないと思います。

それと最後の質問は、今回、社会資本交付金事業のほうからの予定だったんですけど、5月にとということで公共施設のほうには当てはまらないということでだめだったので、一般財源のほうから持ち込みをされております。最終的に、一般財源のほうにまた社会資本交付金から充当等、お金を返すというかそのような予定はあるのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、国庫補助事業としては成り立っておりますので、何も変更はあっておりません。国庫補助事業に当然、一般財源の負担が何割か、今回16.65%ありますけれども、その分を一般財源として出すか、起債を借りて後年度に分割して払っていくかということですので、それを今年度は起債を借りなかったもので、今年度の一般財源で一発で出すとそういうことだけですので、国庫補助金等については予算どおり、要望どおり変更ありません。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく公共事業等債でお尋ねします。

先ほどからの答弁で大体わかりましたけれども、今回5月に申請したときにわかったということなんですけれども、担当課としては、それまでその施設が市債をできる対象と思われていたということですかね、確認をさせていただきます。

それと2カ所、旅館さんが審査と改修をされていると思いますけれども、そのときの財源としては一般財源だったのでしょうか、確認です。ほかの2カ所も同じような改修工事があると思いますけれども、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

まず1つ目の質問でございますけれども、当初予算案の編成時点につきましては、一応、県のほうにも打ち合わせをしておりますけれども、その際には社会資本整備総合交付金事業、こちらは国庫補助事業に該当するので、起債の対象にはなる旨の回答をいただいております。ただしその際に、こちらのほうが民間の旅館で民間の管理というところの説明がはっきりできていなかったものと思われて、それでこちらのほうとしても最初はそういったお答えをいただいておりますので、細かい要件まで確認できていなくて、当初予算では起債できるものというところで計上をいたしておったところです。

それと2つ目の御質問なんですけど、平成29年度の繰越事業で実施をしている旅館についても改修をしていると思いますけれども、その分については起債を充てておりませんで、一般財源で充てておりましたので、今回それを返すとか変更するという必要はございません。あくまで今回の、今年度の事業に関してのみの変更になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

以前の改修工事をされた旅館さんでは一般財源で充当されたということですね。今回の解体に関しては、4月当初は市債の対象にもなるだろうということで申請をしたところ、5月にということですね。

民間のこういう改修というのは今回初めてだと思うんですけど、今まではそういう民間の云々はなかったのでしょうか、確認です。今まで、民間の建物のそういった——今回初めてのケースということで理解していいですか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

この制度が平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律というのが改正になりまして、多数の者が利用する旅館等の所有者に関しては、建築物の診断を行い、その結果を所管行政庁へ報告するということが義務づけられております。嬉野市内においては3件該当いたします。その3件のうちの1件につきましては、昨年度で耐震改修が完了いたしております。あと1件についてが今回解体工事ということでされているところです。あと1件につきましては、今のところ検討中と言われているということで確認はしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。先ほど改修工事を終了した旅館さんでは一般財源でということだったんですけども、そのときは市債とかは担当課としては考えなくて、一般財源で充当しようということで理解しているんですか。そのときは市債とかは考えなくて、どうして今回初めて市債を充当しようということで考えられたんですかね。最後、それをお尋ねします。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

前回の改修のときは、改修ということでそこまで事業費も大きくなって、その分一般財源の負担も少ないというところで、その際については一般財源からの支出が可能ということで起債を借りておりませんでした。

今回については大規模な解体ということで、事業費も大きくなります。当初予算の作成の段階でも、その財源等をいろいろ勘案しながら、起債が可能であればその起債を充てて予算をつくるということがありましたので、今回は財源負担のことを考えて起債を借りるという

ことで当初予算で計上をしていたところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

御説明はある程度わかったんですけど、私の勘違いかどうかわかんないんですけど、これは当初のときの説明で、この交付金が落ちる要綱として、民間の方が解体をした後に何かしら事業を行うということが前提としてあるということを私は聞いたような気がするんですけど、そこを確認したいんですけども、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

その内容につきましては、確認をいたしまして後で答弁をさせていただきたいと思えます。すみません。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

特に最近、防災とか災害支援とか出ていますけど、個人においてはなかなか落ちないような状況の中で、国が認めたからというのもあるんでしょうけど、一般財源を使うてどうも何か違和感を感じる場所があるんですね。国が認めてやったことなので、しょうがないことだとは思いますがもですね。

1つだけ最後に聞きたいのが、これは明らかに個人さんの申請とわかった上での手続の中で、先ほどおっしゃいましたけど、起債をするに当たって国がオーケーを出した、そして、県が大丈夫だろうと言われた中で、もうちょっとやっぱり精査をするべきだったんじゃないかなと思うんですけど、そこを御答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、国庫補助等の要件は要件でございますけれども、当然その裏負担の起債はこちらのほうの基準で行うようになりますので、そこはこちら側の精査がちょっと悪かった面もございます。今後につきましては、その分、十分精査して予算等を計上させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

取り下げます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

今までの質疑で大体のところはわかりましたけれども、私はちょっと違った考えでお尋ねをいたします。

総額3億3,000万円ですね。そのうちの約45%で1億5,000万円近くを国、県、市の補助ということでなっておりますけれども、事業主負担がその残りの1億8,400万円ということで当初予算のほうには上がっております。これは、解体の発注業者はもちろん事業主がされておるとは思いますけれども、事業主が負担できると確実なんでしょうか。できない場合はどうなるのかなと、金額が大きいのでちょっと思ったんですけれども。施設としては嬉野の温泉というふうになってはいますが、廃業をされていて、それだけ1億8,000万円も幾らも事業主が負担できる財力がまだあるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（副島昌彦君）

お答えいたします。

事業主にそういう意味で完工できるかという御質問だと思いますけど、うちのほうとしましては対象建築物に対する事業計画書等を出していただいているということで、それができるといってそういうふうな方向の財源確保をやっているというふうで認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

計画段階ではそうだったでしょうけれども、もしやもしやという状況があるかもわかりませんので、そこら辺、間違いがないように今後注視をしていってほしいと思います。

以上です。終わりです。

○議長（田中政司君）

これで22款1項1目、消防債についての質疑を終わります。

これで5ページから15ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、16ページから29ページまでの歳出についての質疑を行います。

歳出16ページから17ページまでの第2款、総務費について質疑を行います。

初めに、16ページ、1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、諸上栄大議員。

**○2番（諸上栄大君）**

それでは、補助金の空き家バンクリフォームの件でお尋ねします。

増額した内容の詳細についてお伺いしますけれども、このリフォームの件数が4件ということでお聞きしましたが、具体的にそのリフォーム内容というのがどのような状況なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（三根竹久君）**

今現在リフォーム補助の申請があっているのは1件でございますけれども、あと4件が申請の予定ということになっております。

1件申請が出ている分については、空き家バンクに登録している物件の傷みが結構ひどくて、天井がほげていたりとか、雨どいがなかったりとか、そういった物件ですので、最低限必要な補修費ということになります。

今申請が出ている分につきましては、天井、床、壁、縁側、廊下、台所、屋根上等の改修ということになっております。あとの申請の予定となっている4件のうち、1件については具体的な申請が出ておりますけれども、そこについても、1階の居間と台所をワンフロアにする工事とか、畳の部屋をフローリングにするとか、押し入れをクローゼットにかえるととか、そういった必要な改修となっています。

あとの3件については今のところまだ相談の段階ですので、その改修の詳しい内容については未定となっております。ただ、工事費の2分の1の上限が50万円となっておりますので、100万円以上、例えば下水道工事をしたらそれだけで100万円かかったりしますので、あとの3件についても確実に100万円は超えるだろうという見込みで50万円の4件分の補正をお願いしているところでございます。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上栄大議員。

**○2番（諸上栄大君）**

これは、空き家バンクに登録をされている方で、またそれを受け取るというか、購入され

る方がいらっちゃって、具体的にどのタイミングで——空き家バンクに登録ばしとんしゃっ持ち主さんがリフォームをされるというケースが多いのか、あるいはそこを受け取る側の方がリフォームしたいという相談内容なのかというのをお聞きしたいと思います。その同一建物に対して1回だけのリフォームなのかどうか。例えば、貸そうかなと思うとばってん、うちの登録しとところろは古かけんちょっと改修したかねと思うて改修して、結局空き家バンクに登録ばされて、今度そいば借りたかばってん、借りたとはよかばってん、ちょっとこがんじゃなかったばってん、うちの思うごと変えたかとばってんというような状況が発生した場合はどがんなとかなというところが1件あったもんで、そこを教えてもらいたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

まず、1点目ですけれども、空き家バンクに登録をまずされて、今回の5件については、全てその物件を購入された方からのリフォームの補助ということになります。この制度が昨年からは始まっておりますけれども、昨年は申請がなかったということで、今回の5件については、全て購入者からの申請ということになります。

それと、持ち主がリフォームを行って、その後、入居者の要望に応じて2回目どうなのかという御質問ですけれども、それについては補助金交付要綱に、同一建物については1回のみということで掲載をしておりますので、2回目はできないものだということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

わかりました。最後に、このリフォーム完了に関してですけれども、実際、その計画書云々を出されてリフォーム着工されてというような状況になると思うんですけれども、着工完了の確認というのは担当課で現地に行かれてきちんと確認されているのか、それとも書面上の確認なのか、そこを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

着工後の確認ということでございますけれども、実績が今までございませんでしたので、しているのかという御質問に対してはお答えがないんですけれども、今後この5件についての確認については、写真、成工届なり、そういったものの確認でもいいのかなと思いますけれども、必要に応じて現地調査も行う必要があるかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

それでは、通告書にも出しておりましたように、この事業は昨年6月からの新規事業だったと思うんですけども、この事業に加えて、これまで当市のほうで行われてきた事業の定住促進奨励金が併用できるかということをお伺いしたいと思っております。私の認識では中古物件に関しましても、上物だけ500万円以上からの物件に関しましては30万円以下の奨励金をたしか出していただけるというふうなことだったと思うんですよね。金額によってと思うんですけど、その要件が合えば、この空き家バンクに関しましても定住促進奨励金が利用できるかをお伺いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

定住奨励金との併用ということですけども、これについては、要件を満たせばどちらも可能だということになります。空き家バンクに登録している物件について、先ほど議員おっしゃられましたように、建物だけで500万円以上という条件がございますので、なかなか建物だけで500万円を超える物件が今のところございません。ただ、500万円以上の建物だけである物件を購入されて転入されてこられた場合は、当然その転入奨励金と、その建物にリフォームが必要であれば上限50万円までの助成は受けられるものとなっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

わかりました。じゃ、今回のこの5つに関しましては、建物だけ、上物だけでは500万円以上ではなかったということですね。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今、相談のあっている分で、土地と建物を合わせて500万円を超える物件の購入がっております。ただ、その土地と建物の内訳、土地が幾ら、建物が幾らというのは今のところ不明ですので、実際に申請があれば、そこら辺の確認をした上で転入奨励金にも該当すればそちらのほうの申請もしていただくということになります。

以上です。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく空き家バンクリフォームについてお尋ねします。

私は、まずこの交付の要綱として、移住促進のためということで他市から来られた方と市内の施工業者を利用して、それと3年以上の定住の見込みということなんですけど、まずそれでよろしいでしょうかという確認と、空き家バンクの登録件数をお尋ねしたいと思います。

それと、今相談も含めて5件ということですけども、お示しいただける範囲で結構ですけども、どこの地区に転入してこようとされているのか、まずそこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

3点のお尋ねだったかと思いますが、1点目のリフォーム補助の条件ということでございますけれども、まず、市外からの移住が条件となっております。それと、リフォームの業者については市内の業者を利用させていただくということが条件となっております。

あと、空き家バンクの登録数でございますけれども、現時点での登録数につきましては賃貸まで合わせて10件。内訳が、売買を希望が7件と賃貸が3件ということになっております。

あと、地区ですけども、5件の地区が、1件が光武、温泉二区、下不動、下童、鳥越の5地区になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。今、地区名を言っていたいたんですけれども、先ほどの答弁で、この5件の方全て希望が購入ということだったんですかね。ということで、わかりました。

そこで、この要綱の中で3年以上定住とありますけれども、例えば3年未満で転出した場合はどうなりますでしょうか。

あと、今4件の御相談があるということですけども、今後また相談があれば今年度中に補正で計上されますでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

3年以上定住という条件はございますけれども、いろんな事情で定住ができなかった場合もあるかと思いますが、そのときについては、出た後に住居以外の用途としての使用

はできないというような規定があったかと思えます。

○議長（田中政司君）

1回調べたほうがようはなか。

○企画政策課長（三根竹久君）続

すみません、詳細については後ほどお答えをさせていただきます。

それと、今予定としては追加の4件ということですがけれども、今後また相談があれば補正の計上が出てくるものと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。今後、もし相談件数がふえれば予算計上していきたいということで御答弁いただきましたけれども、やっぱりこの制度は本当にいい制度だなと私も思っています。

そういった中で、今までなかなか空き家バンクの登録も伸び悩んでおりましたけれども、ことしになってだんだんふえたし、また空き家もふえているということですがけれども、傾向として、空き家バンクの登録というか、それはどんなのでしょうか。昨年からことしにかけて登録数もふえているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

登録数ですがけれども、登録数自体はそんなに変わっていないんですけれども、うちのホームページのほうに登録物件を掲載いたしておりますけれども、去年がなくて今回5件の成約見込みがあるということの理由としましては、ランクがA、B、C、Dと、空き家の状態によってランクづけをしておりますけれども、今までAとBのみをホームページに掲載をいたということで、若干金額も高めの分が多かったということで、昨年はリフォームの補助金申請がなかったんですけれども、今年度、CとDのランクの物件についてもホームページに掲載をしたところ、金額的に安いと、お値打ち感があって成約に至っております。ただ、そういったものについてはリフォームが必要な物件になりますので、今回5件の申請が出たということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

それでは次に、同じく16ページの1項、総務管理費、14目、コミュニティセンター費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、建築物定期報告に関して質問をさせていただきます。

まず、対象物件に関して具体的にどこなのかというのが1点と、これは当初予算での計上  
がなされなかったのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

対象物件につきましては、楠風館になっております。

当初予算の計上についてはどうだったかということですが、この報告については3  
年に一遍の報告ということになっています。対象となる建物についても、たびたび法の改正  
があって、前回の平成28年のときは、対象の物件としまして市全体では4件、中央公民館と  
公会堂、体育館と楠風館の4件でしたけれども、今回は、それにさらに文化センターと吉田  
公民館を追加での対象となっております。ということで、この辺がまだ不明な点がございま  
したので、県のほうから7月12日に報告書の提出についてという文書が来ましたので、これ  
に基づいて今回計上をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

対象物件が楠風館ということで答弁があったんですけども、楠風館の建築物の定期報告  
の対象物に関しては、用途の用途区分がいろいろあると思うんですけども、例えば劇場と  
か病院とかあるんですけど、その中で、楠風館というのほどの区分に当たるのかというのと、  
そのせんぎいかん要件というのがどこに該当されていたのかというのがわからなかったので、  
教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

該当の要件につきましては、先ほど言われた劇場とかの中に、最後のほうに公会堂、また  
は集会所という規定がございます。この集会所で当該用途の面積が300平方メートル以上の  
ものということで、楠風館については898.74平米ございますので、こちらのほうに該当とい  
うことでの報告義務ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目です。

先ほどの答弁の中で3年に一遍の定期報告ということで、平成28年に制度が変わったという答弁でしたけれども、これは3年後にするというのは確実にわかるんですか。それとも、ひょっとしたらまた制度が変わるかもしれんねと、そのときそのときに制度がころころ変わっていくものなのか、その辺の見通しというのがどうなのかなというのがちょっと気になって。3年に一遍と決まるとっぎ、例えば車検のごとここの建物は3年に一遍、今度いつせんばらんとするの最初にわかっけんが当初予算で上げられるんですけど、その辺の対応というのが今後どがん変わっていくのか、その辺の考えがどがんなのかというところを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今後の制度につきましてはわかりかねますけれども、前回、平成28年のときは、何かの施設の火災等があつて被害者が多く出たということもあつて、それまで県の条例で定められた施設のみが報告義務があつたんですけれども、その火災事件を受けて建築基準法の国の法律の中でも報告義務をつくるということで平成28年に改正がされております。

この後、またそういった大きな災害等で問題があるよということが発覚した場合は、また変更もあるのかなと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も、同じく建築物定期報告についてお尋ねします。

まず、先ほどありましたけれども、報告義務の基準ということで挙げさせてもらっているんですけど、これは先ほど言われました床面積が300平方メートル以上ということで理解してよろしいですかね。

それと、先ほど対象物が吉田公民館とか4件だったのが、文化センターとかがふえたということですけども、その建物自体で基準がそれぞれ違うんですけども、例えば私の所管の文教厚生常任委員会の資料では3階以上とかあるみたいなんですけれども、今回の楠風館は300平方メートル以上という基準だけで報告の義務があるのかという確認です。

それと、所管では楠風館だけと理解していいのかということと、12万1,000円とありますけれども、予算がちょっと違っていたもので、この基準というか、12万1,000円の内訳がわかればお願いいたします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

楠風館については集会所に該当するというので、平屋でも300平方メートル以上であれば対象になると。それ以外でも、体育館とか博物館、そういったものについては3階建て以上とか、2,000平方メートル以上とか、そういう条件があります。

あと、公共施設ばかりではなくて、百貨店とか、旅館とか、病院とか、そういったものについてもいろいろ基準があつて、それに該当するものについては全て報告義務があるということになっております。

それと、12万1,000円の積算ですけれども、一応面積によって、点検業務の費用が異なってくるようでございます。楠風館の場合、一応、平米当たり70円の点検の見積もりが出ております。それと、非常用照明の点検とか、あと報告書の作成とかの合計で12万1,000円ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。ここに委託料とありますけれども、所管では1級建築士の方にとありますけれども、それぞれ所管で委託先が変わるものなののでしょうか。

それと、先ほど報告義務とありますけれども、これは県に報告するのでしょうか、確認ですね。

それと、報告内容というか、どういう内容を報告としてされるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

点検の発注は、それぞれの施設ごとに行うということにしています。報告先については県のほうに報告と。報告の内容につきましては、先ほどの業者のほうに点検をしていただいてその内容ですけれども、損傷とか腐食、その他劣化の状況の点検内容の報告ということで、ドアの開閉については問題ないかとか、あと排煙窓については正常に動くとか、あと、非常灯については点灯しているのかとか、そういった内容の報告になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。先ほど諸上議員からも質問がありましたけれども、この3年に1度とわかっている報告義務なんですけれども、今後、また通知が来てから予算組みをされるのか、当初予算で計上されるのか、そこを最後にお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

企画政策課長。

**○企画政策課長（三根竹久君）**

また次の3年後には報告義務がありますが、市内の建物のこれだけがことし当たっていますので、来年はまた違う建物が該当になるかと思えます。毎年対象になる建物があると思えますので、12月時点でその分の対象の建物の把握ができている分については予算の計上も可能かと思えますので、その辺については財政当局のほうと相談をしていきたいと思えます。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

これで歳出16ページから17ページまでの第2款、総務費について質疑を終わります。

次に、歳出18ページから20ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

初めに、19ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

**○12番（山下芳郎君）**

この分につきましては、主要事業の2ページ、3ページ。私は特に3ページを取り上げながら質問をいたします。

今回、政府が50年ぶりと申しましょうか、大きな形で保育園、幼稚園等々、改定を進めているわけでありまして、それにのっとなって今回改定で上がっていると思っております。

その中で新規事業といたしまして、この主要事業につきましては、今回から未移行園と称するんですか、そちらについての年収とかいろんな条件を満たさない方の副食費の免除が上がっているわけでありまして。この副食費の議案ですけれども、その前に、未移行園ということにつきまして先に、簡単にわかりやすく説明をお願いします。

**○議長（田中政司君）**

子育て未来課長。

**○子育て未来課長（筒井八重美君）**

未移行園についての説明をさせていただきたいと思えます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まりまして、幼稚園については、従来型の幼稚園、または新制度へ移行した施設型給付費を受ける幼稚園の2種類の類型があります。その中で、市内幼稚園のうち2園については、今年度はまだ新制度等に移行していないため、未移行幼稚園として区別しているということになります。

この市内幼稚園2園については、国、県からの私学助成金の対象園であつたりとか、教育

部における就園奨励費等を交付していた施設で、事務等についてこれまで教育部でしたが、保育の無償化に伴い、一元化したほうが保護者等にもわかりやすいということで、今回、子育て未来課で計上をさせていただいている分の幼稚園ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

今、課長から答弁で、嬉野市におきましては未移行園が2園、2つの施設ということでお聞きしたわけであります。その2つの園が今回の収入等で該当される方につきまして副食費の免除があるということですね。

この未移行園というのは、私も詳しくは知らないのですが漠然とした質問をしますけれども、認定ができないという分での未移行園なのか、それともその施設そのものがこども園に移行せずに未移行園のままに行くという形があるのか、そこら辺を確認します。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

幼稚園には変わらないんですけれども、この新制度とか認定こども園にまだ移行していない幼稚園ということになりますので、今後この幼稚園の2園さんについても、新制度のほうに移行するというような考えもお持ちですので、今後は新制度のほうか、もしくは認定こども園、どちらを選ばれるかは今後になりますけれども、移行をされるという予定となっているところです。まだ移行をされていないだけで、移行をされたところと区別するために表現として未移行幼稚園としてうちのほうでわかりやすいように表現をしているということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

おおむね理解をいたしました。

それでは、10月から施行に当たりまして時間的に若干間に合わないとかもろもろあって、先々はこども園に移行される形で推し進めるような声かけなさるということで理解していいんじゃないかと思っています。

その中で、今回の補助につきましては、この未移行園が対象になっていますけれども、いわゆるこども園として該当になったところはこの副食費の条件とか、収入とかの条件を入れてされる方は該当にならないのか。該当であるならば、補正を上げるこの枠に入っていくん

じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

この保育の無償化に伴って、年収360万円未満相当世帯及び小学校3年生以下の第3子以降の子どもさん等について4,500円までを上限として免除されるというこの制度については、幼稚園、保育所、認定こども園、全てが対象とはなりません。ただ、この実費徴収に伴う補足給付事業を今回の新規事業としてここに挙げている部分が、未移行幼稚園というその2園だけの部分になりまして、ほかの方の部分については、その前のページの主要な事業の説明書の施設型給付費の中で副食費免除というのを上げさせていただいておりますので、全部のところが対象になるということで御理解いただいていいかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

私は、補正予算書19ページの19節の保育所等整備事業80,784千円の分に関しまして質問をしたいと思えます。

この前の合同常任委員会のほうで事業の目的に関しましてはゼロ歳から2歳児の受け入れをするため、待機児童対策で子育て安心プランを計上ということで2分の1から3分の1にかさ上げをされたという内容ではございましたけど、この説明書を見ていて、今度新しく開設されるこの事業所の総事業費とか、そういうのがわからなかったもので再度御説明をと思っておりましたけれども、合同常任委員会以降この資料が来ておりました。これで大体わかりました。

ただ、わからないのが総事業費と、そして位置図を見ていましたら、そこが元職員駐車場になっておりますよね。この辺が後々どうなるのか。ここに今度保育所ができると思うんですけども、ここがどのような——ここがもともと職員駐車場、それを今度どのような移行の仕方をされるのかをお伺いしたいなと思っております。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

まず、場所についてですけれども、ここは前は市の駐車場として民間の方からうちも借用をしていたところですので、市の持ち物ではありません。そして、今、駐車場としては利用

しておりませんので、民間の方がということ、民間の土地だったということになります。

あと、もう一点についてですけれども、今回、補助ということで市が建設するわけではなくて、民間事業所の創設による小規模保育所に対して補助をする事業というふうになっております。総事業費については、民間業者による創設のためで今後つくられるということになってきますので、そこで民間業者がほかの業者さんに、うちで言えば入札になるんですけども、そういった形でお願いをされるということになりますので、総事業費について細やかにはお伝えできないんですけれども、嬉野市保育所及び認定こども園等整備事業費補助金交付要綱に基づく補助率4分の3に対する額が補正予算額ということになっておりますので、おおむね補助額から積算していただくとおわかりになるとは思いますけれども、1億2,000万円前後の予定になるかと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

要するに、ここが公共施設ではないということであって、総事業費から何から説明書のほうには記載ができなかったということはわかりました。

とにかく、ここまで何分の1、何分の1と書いてあつとですけど、事業費と——わかりますよ、これが民間さんのということであって。けどやはりその辺の総事業費を概算でもよろしいので、やはりちょっと入れて——要するに積算して、この何分の1でこれだけの事業費は上げとんもんやけんが、そういうことを記載していただければなと思って質問をしたところでございました。

以上、結構です。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

今の説明で大方理解しましたが、今、川内議員も最後におっしゃったんですけども、総事業費の目安というか、事業の詳細説明書の中に、事業費が幾らに対しての今回のこの数字なのかなというのは、やっぱり一番最初にわからなかったんですね。

ちなみに、ほかの課の説明書の中には総事業費というのが、そういうふうな記入の仕方に入っているのが多いと感じておりますので、この辺はケース・バイ・ケースとおっしゃられればそれまでですけれども、できるだけその辺をわかりやすく記入していただきたいということで、ここはお願いという形で答弁は結構です。

次の2点目になりますけど、今回新しい制度の中での補助事業でございますけれども、交付要綱というのは従来のもので対応できたのかということで確認をしたいと思っております。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

従来の要綱に含まれるのかということですが、これは含まれるということになります。嬉野市保育所及び認定こども園等整備事業費補助金交付要綱第2条に基づき、交付対象に該当するというようになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田議員、よろしいですか。

○9番（森田明彦君）

いいです。はい、オーケー。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

先ほどの皆さんの質問の中でおおむね理解ができましたけれども、小規模保育施設の概要ということで資料をいただいております。定員は19名ということで間違いございませんか。

そしたら1点だけ。

把握できていればいいんですが、対象者が嬉野市内に何名いらっしゃるのか。

それと、入所の希望者が既に何名ぐらいいらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

対象者ということですが、特に今何名というような把握というわけではなくて、4月1日現在の待機児童数というところでお答えさせていただいたらと思うんですが、待機児童についてはゼロ人です。ただ、子どもさんというのは年度途中もずっと生まれられますので、特にこの秋口以降に0～2歳児さんの保育所等に入りたいというような待機児童が若干発生してきたりとかもいたします。その解消や今後の新幹線駅周辺の人口増も勘案して、今回、小規模保育の認可をしたというような経緯があります。

今回その説明書の中にもありますように、0～2歳児さんを受け入れる部分の施設となりますので、認可をするような形ということになりまして平成31年3月での人数ということでありましたら、大体12人程度の待機児童がいらっしゃったということになります。

ちょっとすみません、暫時休憩をお願いします。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後0時4分 休憩

午後0時4分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

失礼しました。

4月1日現在の待機児童はゼロですけれども、平成30年4月1日現在もゼロ人となっております。その後に、ことしの3月末の時点では12人いらっしゃったということで、ここが4月以降は入れたんですけれども、またそのぐらいの人数が、0～2歳児さんが出てくるのではないかなということで予想はしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

ありがとうございました。来年の4月1日から開設されるということで理解してよろしいですか。

答弁結構でございます。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

同じく小規模保育所新設の根拠なんですけど、既存の保育所でも0歳、1歳、2歳、多分預かっていらっしゃると思うんですよね。そういうところで対応ができないということなんですかね。例えば、小さい子どもがふえているから今回この小規模保育所を別につくらなければいけないということなのか。それとも、既存の保育園で今まで幾らか対応されていたと思うんですよね。それでも対応できないぐらいに子どもの数がふえているのかどうか。都市部なら意外とよくわかるんですけど、今少子高齢化と言われている地方のこの嬉野のまちの中ですね。私も認識不足かわかりませんが、そういうところが腑に落ちないところがあったもので、その辺のところの状況から、周りの保育園の状況も含めて答弁いただければと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

ずっとお答えしているように、今回、0～2歳児を受け入れる施設となります。この0～2歳児を受け入れるに当たって、既存の保育園では面積要件、特に0歳児は3人に1人の保育士の配置、それと、0歳児が9人以上で看護師の配置、そういうのも必要になってきております。そういったことを踏まえますと、この0～2歳児さんというところの受け入れ枠が、既存の保育園で看護師等の配置を現在しているところは4園のみとなっております。今後、看護師等をすぐ配置できたらいいんでしょうけれども、そういったことも勘案しますと、先ほど申しあげましたように12人ほど前年度も待機が0～2歳児さんに関してはいらっしやったということで、そういったところの解消のためにも、今回小規模保育所の建設ということになります。

そのほかにも、この人数を見ていただく上で、少子高齢化で出生数とかだけではなくて、アパートとかこういう土地の整備とかがあったりして、今後、新幹線駅の開設とかもありますので、そういったところで転入者というのも増加するのではないかなというふうに考えております。そういったところも考えますと、やはり小規模保育施設というのがあったほうがより0～2歳児さんにきめ細やかな対応をして、入ることができるようになるのではないかなということで認可をしたということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

そしたら、これは民間事業者の方が手を挙げられてされるということで、こちらのほうから、今12人希望者がいらっしやるという要請があつて、誰かこういう事業をやってくれじゃなくて、その許認可は多分市のほうにある、今移行されてありますので。それで、今回こういう年度の途中ですけど補正でやっていくということになったんですかね。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

うちのほうからぜひつくってくれということで言ったわけではなくて、もともとこういうのをつくりたいということで小規模保育事業施設をつくりたいということで相談が民間のところからあつていた案件となります。それで、今回認可をしたということになりますので、うちのほうからお願いをしてということではありません。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、同じく19ページの第2項、児童福祉費、2目、母子父子福祉費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。宮崎一徳議員。

**○5番（宮崎一徳君）**

内容の詳細説明ということで問うておったんですが、2つだけに絞っていきます。

まず1点目が、事業費の内訳。主要な説明書の7ページでございます。

当初では、10万円が12カ月掛け1名とか、きちんと人数が出ているんですね。今回の追加補正につきまして、非課税世帯が10万円掛け10カ月とか、課税世帯が7万500円掛け18カ月、法改正分4万円掛け34カ月分とありますが、この内容をお伺いしたいと思います。

それと2点目。補正理由の中に、「制度周知により支給対象者が増えたため」ということになっておりますが、今まではどういうふうな周知をなしたのか。今回、これが効果的だったからこういうふうにして訓練を受ける方が応募なさったというのがありましたら、その2点をお願いいたします。

**○議長（田中政司君）**

子育て未来課長。

**○子育て未来課長（筒井八重美君）**

お答えいたします。

この非課税世帯10カ月とか、課税世帯18カ月というふうにしてしている部分については、当初は人数等でお知らせしていたんですけれども、この課税世帯、非課税世帯というのが、6月以降に確定している部分というのがあります。実際、課税世帯であったところが非課税世帯になったりとかいうのがあったものですから、もともと7月までは非課税世帯であった方が今度は課税世帯になられたとかいうのがあって、人数であらわすよりも月数で今回あらわしているということになります。

それと、この月数であらわしたもう一つの要因としては、転入者とか、新たにこの対象となった方が出られた、市内には住んでいらっしゃるけどひとり親になられた方とかがいらっしゃるものから、途中からの支給になりますので、月数で示させていただいているということになります。

あと、今回、「制度周知により支給対象者が増えたため」ということですが、うちのみではなくて、制度の周知が全国的にどんどんできてきたということで、かつて私も母子の担当でいた当時とすれば——その当時はゼロ件だったんですね——当時とすれば、こういう周知がどんどん進んできたというのもあるかと思えます。

そういった面も含めて、特に今回、最終年度、法改正が今回ありまして、平成31年3月29日公布の4月1日から、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令によりまして、最終学年については給付金の支給月額が4万円増額される等もありまして、こういうところに行って勉強をすることでなかなか生活が成り立たないというような御家庭につい

ても、制度を利用しながらこういう資格を取って、より自分の生活のお金の糧にできるというようなところで、そういう周知ができてきたのではないかなということで考えております。以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

よろしいです。

○議長（田中政司君）

これで歳出18ページから20ページまでの第3款、民生費についての質疑を終わります。議案質疑の途中ですが、ここで13時20分まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（田中政司君）

それでは再開します。

議案質疑に入ります前に、午前中の質問の中で宮崎良平議員の1項、市債、1目、消防費、2節、災害対策費について、建設・農林整備課長より追加の答弁がありますので、これを許可いたします。建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

午前中の宮崎良平議員の御質問の中で、災害対策債の中で、解体工事については再建築を前提とした解体ではないかというようなことで御質問をいただいております。

一応それにつきましては、川内議員の質問の中でも御答弁をいたしましたが、除却工事のみでも大丈夫だということになっております。これにつきましては、解体についても、この要綱に関しては努力義務ということになっておりまして、今回解体工事をしておられるところも、減災、今放置している状態であるため、このままの状態ではいけないということで個人の所有者方が解体を決意されたということでございます。

そういうことで、この要綱としては再建をする条件というものはなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員の質問の中で1項、総務管理費、6目、企画費の空き家バンクリフォームについて追加の答弁が企画政策課長のほうより申し出がっておりますので、これを許可いたします。企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

午前中の増田議員からの御質問の中で、空き家バンクリフォームの助成の対象となるのが、移住者が3年以上居住をするという条件がございます。3年以内に退去した場合はどうなるのかという御質問でしたけれども、嬉野市空き家バンクリフォーム等助成事業補助金交付要綱の第3条の3項のほうに、「移住者等が3年以上利用せず空き家となった場合は、この事業の補助金の交付日から起算して3年が経過するまでの間、当該補助対象物件を移住促進のために活用し、他の目的で使用してはならない。」という規定がございます。退去をされても、移住してから3年間の間はほかの目的で利用してはいけないということで、移住の活用のための努力をしないといけないということになっております。ですので、退去したからすぐに補助金の返還が生じるものではないと。例えば3年たたないうちにその建物を店舗として利用したり、そういった移住促進外の利用をした場合は、この補助金交付の条件に違反するということになりますので、その場合は補助金の返還の対象となるということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

それでは、議案質疑を続けます。

次に、歳出21ページから22ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

初めに、21ページの1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。山下芳郎議員。

山下議員、これは負担金で2つ事業がありますけれども、1つずつですか。

○12番（山下芳郎君）

はい。

それでは、まず先に、主要な事業の説明書の8ページにあります新規自営就農者支援事業という新規の事業であります。

今まで、国から青年就農交付金的なものがありましたけれども、よく似た事業名でありますけれども、これが嬉野市単独であります。一応、合同常任委員会でお聞きしたものの、概要説明ということで出しておりますが、今回の予算をつけるに当たって、具体的な形でもう一回説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

さきの説明と重複する部分があるかと思いますが、御勘弁を願いたいと思います。

市内において新規に自営就農する農業者に対して、その施設整備等が、国、県、市のほかの

補助対象とならないものに対して費用の一部を助成するというものであります。

対象者につきましては、市内に住所を有する18歳から50歳未満の方、青年等就農計画の認定を受けた方、または公的機関が認める研修を修了された方、嬉野市に対する債務の未納がない方ということで掲げております。

地域農業の担い手として新規就農者の定着を図るものでありまして、従来の市内の居住者や市内出身者だけでなく、市外からの新規の転入、就農の方も誘致を図りたいということで、今回予算を上げさせていただいております。

助成の内容につきましては、補助率はいずれも2分の1ということになっております。

施設整備に関する部分につきましては、土地の造成と井戸掘削に関する費用、こちらが上限150万円、農業用機械等導入の費用ということで上限50万円といたしております。先ほど申しましたように、国、県及び市の他の補助事業にならない農業機械、装置、資材、設備等が対象と。ただし、これらのものにつきましては、農業以外への活用、利用が可能なもの、いわゆる汎用性のあるものについては除くものとしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

今の課長の御答弁の中で確認ですけれども、この今対象者の3つの項目を挙げておられる中で、嬉野市以外からもこっちに就農できるということでお聞きしたいと思うんですけど、これは今現在は嬉野市に居住の方ということになっていると思うんです。今後、それこそ農地はあるけれども、居住が嬉野以外の方というのは今回検討なさったのか、範疇にはないのか、今後適用するのかの確認。

それと2点目が、青年等就農計画とありますのは、今現在は農業次世代人材投資資金事業がありますね、以前の青年就農給付金をする中で、この青年等就農計画をつくられるんですが、その分の計画に沿った方が該当ということで理解していいのか。

ちょっとまとめて言いますけれども、もう一つは、嬉野市に農地がない方、この青年等就農計画に沿って要件は満たしているけれども農地がない方、それはどうなるのか、確認をします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

3点のお尋ねだったかというふうに思っております。

まず、市外居住者はどうなるかというお尋ねについてお答えをいたします。

現状、市外に住民登録をされているという方につきましては、今回のこの事業の趣旨が地域農業の担い手として頑張っていたきたいという趣旨もございますので、市内に住所を移していただくというのが第一義ということになってまいります。

それと、青年等就農計画に沿った方のみ、いわゆる農業次世代人材投資資金事業に適合した方のみなのかというお尋ねであります。農業次世代人材投資資金事業の補助金を受けるには、この青年等就農計画を策定していただく必要がありますので、同心円ということになりますけれども、まずはこの青年等就農計画を計画策定いただける方ということが一つの要件となってまいりますということでもあります。

それと3点目、農地がない方ということにつきましては、今後、農業政策課もですけれども、農業委員会と連携いたしまして、遊休農地のあっせん等を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

ちょっと確認ですけれども、この青年等就農計画の要綱の中には、農地を嬉野市内に持っていないけれども、この計画に該当すれば認定になりますよね、確認です。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

青年等就農計画につきましては、基本的に住所の所在地での計画策定ということになっておりますので、嬉野市内に居住をするということに関しましては嬉野市のほうで計画等の内容の吟味をさせていただくということになってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次、ビジネスサポート。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは次の、同じ目の農村ビジネスサポート事業についてであります。

これも合同常任委員会でお聞きしたんですけれども、これは継続になってはいますが、新規として捉えるものじゃない、既にこの事業があったのか、まず確認をいたします。

それと、農家レストランというのがありますけれども、農泊というのがありますけれども、農家レストランの定義がありましたら、それをまずお聞かせください。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

2点だったと思っております。この事業について新規か継続かというお尋ねですが、平成30年度から市独自の事業として取り組んでおりますので、令和元年度継続という形で表記をさせていただいております。

それと、農家レストランの定義ということですが、いわゆる農林水産業の6次化の取り組みの中で農林水産業者が取り組まれる一つの他の事業の中に農家レストランの経営というのが上がってまいるといふことでの位置づけというふうに理解しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、この農家レストランを営まれるということで、差しさわりのなかったら、どの場所ですらういった形でなされるのか。要するに、農地をお持ちでその農地からとれた産物を生かしながらそこでレストランとして賄っていかれるのか、そこら辺の形がどうなのか、お示してください。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

特定の業者名については御容赦願いたいと思いますが、まずは市内で畜産業を営んでいらっしゃる方です。場所につきましては、大字吉田地区で予定をされてあると。空き店舗を利用しての農家レストランを計画されていらっしゃると思います。

御自身のところで生産される自家製肉の販売、それを使ったテイクアウトも含めたメニューの提供、それと畜産業を営まれていますので、そこから派生する堆肥を農家のほうに提供されて、またその農家さんがつくられた野菜を御自身が展開される農家レストラン等で販売、もしくはその農家レストランに使うメニューの食材として活用をしていくということでお考えというふうに聞き及んでおります。

一応、開業は12月予定ということで聞き及んでいるところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員、よろしいですか。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

次に、諸上栄大議員。これも1つずつ……

○2番（諸上栄大君）

事業に対して3回。

○議長（田中政司君）

じゃ、新規と農村と両方ですね。

○2番（諸上栄大君）続

はい、お願いします。

それでは質問をさせていただきますが、まず、新規自営就農者支援事業の件なんですけれども、事業の詳細に関してということで、そもそも当初予算での計上がされなかったという状況がなぜなのかというところをまずお願いをしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

なぜ補正で計上なのかということかと思っております。

本年6月に、武雄市のほうに設置してありますトレーニングファーム、キュウリのトレーニングファームでしたが、こちらの第1期生が6月に修了をされたということもありまして、こういう方々と話をする段階で、他市町においても同様の取り組みが既にあるという情報を聞き及びました。嬉野市内からそのトレーニングファームに行かれてある方も含めて、市外の方も、特に自分の住んでいるところにとられるわけではないと。有利な条件、有利なメニューがあれば、いずれでも就農をしたいという話もあってまいりまして、他市町におかれては生活費補助というふうな形の助成を考えていらっしゃる場所もありますけれども、嬉野市としましては、農業そのものの支援を図るということで今回、施設整備に係る分、農業機械の導入等に係る分ということで時期を逸することがないように支援をしてまいりたいということでの補正計上ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

そもそもトレーニングファームの卒業生というのが6月にわかっていたということと、もう一つは、市外からの農業従事者、若者、このような方々を誘致するというようなところで、これは市長の農業に対しての政策というすごく大きなポイントというのが含まれた新規事業だと僕は思っているんですけども、先ほどお聞きしましたけれども、その辺においてそういう状況がわかっていたのになぜ、もう少し早ければもっといろんな周知とかアピールができたんじゃないかなというのが1つあったもので、先にお聞きしたわけでございます。

今後この周知に関して積極的な活用をされて、どんどん農業の若者とかが当市に来ていた

だくような事業も展開していく必要性もあるかと思えますけれども、その辺、周知の方法に関してどのようにされていらっしゃるのか。あるいは、これは新規事業ということで要綱の策定とかはどのような形になっているのか、そういったところがありましたので、お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

本事業の周知徹底はどうするのかという点と、それにかかわる例規はどうなっているのかというお尋ねかというふうに理解しております。

周知、PRにつきまして、杵藤地区管内に3つのトレーニングファームがございますので、まずこちらにはぜひおつなぎをさせていただきたいと思っております。

それと、UIJターンの事業が東京なり、大阪なり、福岡なりで開催をされております。こういった場でも、嬉野市はこういうメニューがありますということで周知を図ってまいりたいと。

それと、当然ホームページのほうにも掲示をして、あらゆる機会を捉えて周知、メニューの売り出しを図ってまいりたいというふうに思っております。

それと、要綱についてということではありますが、嬉野市の農林水産振興事業費補助金交付要綱に本事業については追記載をいたしまして、この要綱に沿って対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

最後の質問ですけれども、この農業従事者に対する支援というのは今から非常に大事だと思うし、市長も掲げていらっしゃる、それに取り組むというようなことでそういう姿勢を示されている中で、この新規就農という要件の中で市内に新規で独立、自営農業を行う農業者に対しというような状況で目的等が書かれていますけれども、仮に農業をされていらっしゃる方のお孫さん、あるいは子どもさん、この方々が引き継ぐという形で帰ってこられたとか、おいも仕事ばしよったばってん、父ちゃんの農業ば継ぐよというような状況で取り組まれている方に対して、今後その対象になるのか、ならないのか。もしならなかった場合、今後その辺の緩和ということも視野に入れて政策を考えていかれているのか、そういったところの視点に関して、担当課と市長にお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

**○農業政策課長（福田正文君）**

お答えをいたします。

まず、家業として農業をされてある分を継続されると、引き継がれるという分はこの事業の対象になるのかにつきましては、現時点では対象とならないという形になってまいります。例えば、御自宅で水田農業をされてある、米、麦、大豆をつくっていらっしゃる場合、それを引き継がれた場合はこの事業では救えないと。今回説明書のほうにも挙げておりますが、例えば施設野菜を取り組むとか、露地野菜を取り組むとか、そういう形でされた場合は、まず、要件としては合致してくる。ただし、要件の中に定めておりますが、青年等就農計画の策定、または近隣でありますトレーニングファーム等での専門的技術の習得、そういうのをされた方というのもございますので、サラリーマンをしていて、いきなり就農してオーケーという形にはならないということになってまいります。

それから、先ほど、この事業では親の事業を引き継ぐ分は該当できないというお話をさせていただきました。その点につきましても重々、各農家さんのほうからも、後継者についても何かというお話はあらゆる場面で話を伺っているところです。

今後、先進地の内容等を勉強させていただきながら、いわゆる基礎となる部分の後継者の支援についても、何らかの形で支援ができる形を求めたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えをしたいと思います。

先ほど課長が答弁をしたところで、ハウスを新規に建てるということであれば、当然対象になりますので、これは新規就農者をふやしていく政策の一環として位置づけてやっていくということになっております。これは、なぜ途中でということも先ほどおっしゃられましたけれども、ハウスを建設するに当たって、ハウスの建設費自体は国の補助事業等でも見てもらえる部分があるんですけども、実際に井戸を掘るとか水を確保するといったところでは全額自己負担になっているという状況を、本年度に入りまして、トレーニングファームの卒業予定者であったりとか県の新規就農、また園芸の担当者との情報交換の中でも知りました。今後農業を一つの核として移住政策を進めていく上での目玉政策にしたいというふうに思っておりますので、今後こういった補助の対象の拡大も含めて、ぜひ、さまざまこれから研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、ビジネスサポート。諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

農村ビジネスサポート事業に関してお伺いします。

これは県の、さが農村ビジネス支援事業というのがあって、それに採択されたという団体等々が一番ベースになって、それに対して補助金を出すというところで、これもまた非常にいい事業だなということで私も感じております。

県が採択する場合には、恐らく計画書から採択された後に事業を実施して、その事業実施経過報告書等々を出す必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、市として補助金を出す場合は、その辺の事業の内容、経過報告等々を確認されるというようなスタンスはあられるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

他の補助事業同様、実績報告は補助申請から同様に申請者に求めていくという形になってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

そういうふう求めていかれて確認をされていく段階で、余りこういうことは考えたくはないんですけども、事業がうまくいかなかったということで、仮にそこが、事業が閉鎖になったというような場合には、補助金の返還とか、市の分に関してとか県の分に関しての返還の義務というのは発生するんですか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

この本市独自の補助事業につきましては、平成30年度からの事業ということになっております。現状、例えば事業が中段したとか、終わってしまったという点につきましては、再度内容を確認してお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

最後の質問なんですけれども、これも6次化等に対する補助ということで、今後の農業施

策段階の新しい施策の一つとして考えられることだと思っておりますけれども、いわゆる県のサポート事業、これを農家の皆さん方とか、団体とか、どれくらいの方が御存じなのか。それで、こがんとのおつぎうちもしゅうかなと、したかなというような方もいらっしゃるんじゃないかなと思うところがあるんですけども、今後の周知と、あるいは採択を受けて事業を展開されていらっしゃる方が、うちはこがん事業ばしてここまでしよつよと。それで、今後の農業の展開のこがん見えてくつよというような何かアピールとか、PRできる場の設定とか、そういうことも必要じゃないかと私は思うんですけども、その件に関して最後、質問をしたいと思います。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

まず、県の事業の周知、PRをどうされているかというお尋ねにつきましては、申し訳ございません、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答をさせていただきますと思います。

また、これに基づく市の独自事業、これにつきましては先ほどの新規就農事業同様に、あらゆる機会を捉えておつなぎをしていきたいと。特に、JAさがさんが展開されてある各種部会とか、そういう場面ではお話をつなげさせていただきたいというふうに思っております。

それともう一つ、この事業を取り組まれた方の御自身の取り組みを皆さんに御披露するような場面は考えていないかというお尋ねだったかと思っておりますが、現状そこまでの想定はしていないというのが正直なところです。ただし、これに続く事業者さんの、例えば動機になったりとか、やり方を考えてみたりとか、多方面に向かわれたりということも十分想定されるかと思しますので、部内で検討をして、市内だけでそういう取り組みをするのか、もしくは県のほうとも協力をしながら、県内全体でそういった事例を紹介するような場面をつくるのか、部内、県とも話をしながら検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

これは1つずつ、11節、需用費、19節、負担金、補助金及び交付金の2つという形ですかね。

○8番（増田朝子君）

はい。

それでは、11節、需用費の消耗品費、人・農地問題解決加速化支援事業についてお尋ねします。

こちらは当初予算で6万1,000円計上されておりました。

そこで、今回の補正の理由と、この事業の内容をお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

農業政策課長。

**○農業政策課長（福田正文君）**

お答えをいたします。

まず、これも合同常任委員会の説明と重複することになりますが、御勘弁を願いたいと思います。

当初予算編成時におきましては、県費50%の補助事業ということで予算計上をさせていただきまして承認をいただいていた時点であります。これが全額、県費で見てもらえるということになると補助率が50%から100%にかさ上げになったという点。

それと、事業の内容を少し、盛り方を盛ってみたということで事業が膨らんだということでの結果、10万5,000円プラス単独で1,000円つけてトータル10万6,000円の事業ということになっております。

じゃ、一体どういうことをするのかということにつきましては、平成25年当時ぐらいから、旧町ごとに人・農地プランという計画を策定いたしております。これは地域農業の担い手の方々を計画のほうに掲載して、いわゆる農業振興をやっていただくという計画でありました。これを今、国のほうが、もっと地域の実情を反映させなさいということの指導が入ってまいりまして、そのために、市内88の行政区があるわけですがけれども、地域に入りまして、地域の農環境をどのようにして守っていかれますかと。例えば、引き続き営農をする農地、ちょっと営農は厳しいので、場所によっては山に戻していく農地、そういった話し合いをぜひ地域の方でやっていただきたいと。

それと、現在農業を営まれている方、また、農地をお持ちで今農業をされていない方等にアンケートを実施させていただいて、今後5年後、10年後どのような予定でいらっしゃるかを把握して、地域との話し合いをしっかりと、その内容を地図化して、結局今後もしっかり農業をやっていくよというエリアをはっきり目に見える形で図示しながら、嬉野市全体の農業振興をどうするかという話をしてまいるという形になってまいります。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

わかりました。人・農地プランに向けてのということですがけれども、この事業は、平成28年度当初予算では資料に入っていますけれども、じゃ、今年度から100%の補助率になったんでしょうか。補助率が変わったということですがけれども、今年度変わりましたでしょうか、

確認です。

それと、地区の88カ所の行政区の中に出向いていってのアンケートだったり調査ということですが、ここに検討委員会が10人とかあります、当初の謝金の中です。これは年1回開催予定とありますが、どういった形で人・農地プランに向けての話し合いとかというのは、各地区に出向いてのあれですけど、具体的にどのような話し合い、回数とか、各地区によって年間1回なのか、2回なのか、そこら辺をもう少し具体的に内容をお願いします。

**○議長（田中政司君）**

農業政策課長。

**○農業政策課長（福田正文君）**

まず、このプランの内容を詰めていく検討委員会という組織がありまして、これは主に農業関係の機関、県も含めた機関、それと農業団体等のメンバーで構成をいたしております。

この人・農地プランの中に、地域の担い手としてのせていくという方々の適否を、その検討会の中で判断をして上げていくというのがこれまでの検討委員会の業務ということになってまいりました。

今回、補助率はいつから100になったのという話ですが、とりあえず令和元年度、今回、県の方から全額県費で対応可ということになっております。昨年度、その前まで全額、県費補助という形じゃなくて、当然、市の持ち出しもあったというふうに理解をしております。

それと今後の話し合いの回数。これまでは、先ほど申しましたように旧町ごとのプランでしたので、年度末近くに地域の担い手としてプランの中に盛り込んでいくかどうかの判断をしていくことになっておりましたが、今後、地域に入って行って、地域の方と一緒に話合いをしながら詰めていくということになってまいりますので、現状多分、1集落1回では協議の場は済まないものだというふうに思っております。ただし、市内だけでも88の行政区がございます。それぞれの行政区が何回ほどになるのかは、現状、具体的な数字を今お示しできる段階ではございません。なおかつ、これが今年度で88全部を網羅するというのもちょっと厳しいかと思っております。なので、今後数年をかけてでもぜひ地域の農環境を守るために、農家さんだけでなく、非農家さんも含めたところでどうしたほうがいいという話し合いをしていく場、そういう起点になればということでの取り組みということになります。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

増田議員。

**○8番（増田朝子君）**

わかりました。今回、今年度から小さい行政区まで入っていろいろな話し合いをされ

ているということで確認していいですね。

もう一点、先ほど地図化すると言われましたが、今年度から小さい地区に入ってということでこれが今後何年間、数年かかるということですが、最終的な目標というか、各行政区できちんと地図化するということがよろしいですか、確認を。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

基本的な作業としましては、今、議員御発言のとおり、各地域ごとに地図を、いわゆる見える形にしていくと。ここは引き続き農業をやっていく農地、ここは農業以外の活用を考える土地という形で、それを地図に落としていくという作業を各地区ごとに行ってまいりますということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは、新規自営就農者支援事業についてお尋ねします。

こちらは700万円の新規事業で上がっておりますけど、主要な事業の説明書の8ページ。

先ほどからほかの議員の方からも質問があっていましたが、農業機械導入が50万円の2件、園芸用ハウスが150万円の4件とありますけれども、具体的にこちらの内容と種類をお伺いしたいと思います。園芸ハウスも対象者4件とありますけれども、どういう方たちにどういう内容でというのをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、主要な事業の説明書の8ページに記載しております業務の本年度事業費内訳のところの記載の内容で申しますと、園芸用ハウスが4件と書いておりますが、今年度中に施設栽培キュウリの農業を開始される方が4人いらっしゃるということで現在把握をしているところです。

それと、農業用機械導入のほうの50万円につきましても、同様にお二人ほどいらっしゃるということでの計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

園芸用ハウスがキュウリの施設栽培で4人ということですが、この新規自営就農ということで、どういう方たちが就農されるのでしょうか。その4件と2件の方は市外から転入者の方でしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

園芸用ハウスの4人さんにつきましては、既に市内の方ということになってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

既に市内の方ということですが、先ほど諸上議員からもありましたけれども、1つお尋ねしたいのが、例えば以前は農業をしていました。例えばおじいちゃんの代にしていたと。そしたら、一応もうしていませんと。おじいちゃんの代でしていましたが今はしていませんと。でも、お孫さんが帰ってこられて、先ほどの青年等就農計画とかの認定とかを受けて、そして戻ってきました、施設園芸を始めますと、そういった場合は対象になりますでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

親さんの家業とされていた農業が中断をされていると、いわゆる農業を営まれていないという例でお話をされたかというふうに理解をしております。

農業の用をなしていないのであれば、それを帰ってこられたお子さん、若しくはお孫さんが自身で農業をやるということであれば、基本的にこの事業の対象になるものと思います。ただし、これが継続されるということになりますと、ちょっと今回のこの新規の事業では今支援が厳しいということになってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは、農村ビジネスサポート事業についてお尋ねします。

こちらは、先ほど答弁の中で具体的に説明をいただきましたけれども、今回、吉田地区に農家レストランということですが、これも継続なんですけれども、今後例えばそういった希望者とか対象者があれば、これはずっと、今年度途中であっても補正として計上されるのでしょうか、希望があればということでお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

佐賀県の今年度で申しますと農村ビジネス支援事業というのが今年度の名称になっておりますが、この事業採択を受けた方に対してこのサポート事業という市独自の事業を支援していくという形になっております。よって、県の当該事業で採択があるということになってまいりますれば、財政担当課とも協議の上、補正をお願いをするという形はあり得るものというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

もう3名の議員の皆さんが質問なさっていますので、私は2点だけ聞きます。

ここの対象者の要件の中に、公的機関が認める研修を修了した者とありますが、この対象研修施設、先ほどトレーニングファームというような話がございましたけれども、その他にもありますかということが1点。

2点目、新規就農をされるに当たって農業用土地取得、これは従来の五反要件の縛りがあるのかどうか、お尋ねをします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

公的機関が認める研修施設ということでお話がありましたけれども、議員御発言のとおり、まず、近くでいうとトレーニングファームになってまいろうかと思えます。あと、県内におきますと佐賀県農業大学校、それと、嬉野町のほうからよく行かれていますのが、静岡のほうのお茶の研修施設、こういったあたりが具体的なところかなというふうに思っております。

九州の他の県におかれては、各市町村ごとにこのようなトレーニングファームをつくっている県もございます。そういうところで研修を受けられて、ちょっと考えにくいことではあ

りますが、嬉野に戻って来られるという場合についての公的機関という位置づけでいくと対象可能かなというふうに思っております。

農地の取得ということでありまして、取得につきましては五反要件はそのままあるものと思います。ただし、農地を借りて経営をされると、基本的に今度新規就農される方も、農地の所有者はほぼほぼいらっしゃらなくて、場合によっては親御さん、もしくはまた別の方から農地を借りられて、そこにハウスを建設されるという方々がほとんどということになってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

次に、農村ビジネスサポート事業について。これも先ほどから質問がたくさん出ておりますので、おおむね理解をしているんですが、これも2点。

この補助をするに当たって整備対策事業、農家レストラン、これは継続して何年営業するとか定めかがあるのかどうか、これを1つ。

それと、営業するに当たって、地元食材を活用する、利用する、こういうことが必要かと思うんですが、これが全体の何割ぐらい地元食材で賄っていくのが必要なのか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをいたします。

まず、本事業について、何年以上の営業とかいう縛りがあるかというお尋ねですが、県事業につきまして、再度内容を確認してお答えをさせていただきたいと思っております。

また、地元産品の利用につきましてですけれども、今回補正をお願いしております農家レストランを営業される場所につきましては、まず、市内で畜産を営まれていて、御自身のところで作られている肉製品を使われるという点。それと、御自身のところから出た堆肥を農家さんに提供をして、それを使った野菜を自分のところのメニューの食材として利用したい、もしくは農家レストランで販売をしたいという御意向もお持ちというふうに聞き及んでおります。そういう意味では地元産、野菜に関しては嬉野市産に限らないかとは思いますが、少なくとも県内産の野菜等を使っただけのものというふうに思っております。

具体的な割合の縛りにつきましては、把握をいたしておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

新規自営就農者支援事業についてですけれども、ほとんど出尽くしておりますけれども、私も1つだけお伺いいたします。

トレーニングファーム等で受講をして就農をする場合、例えば嬉野市の場合、今回はキュウリということですが、新規就農者がキュウリを1年ぐらいして、いや、キュウリよりもトマトがもうかるとか、アスパラのほうがもうかるなということで、対象作物の変更はできるのでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

特に、現在トレーニングファームで研修をされてある方は2年間受講されています。そういった中で、確かに、この作物をやっていくという気持ちの中で、国の補助事業を受けながら施設のほうをつくって農業をされていくということになってまいりますので、現状の想定として2年目に別の作物に取り組まれるというのはちょっと考えにくいかと思っております。特に、キュウリにつきましては、それに見合った別途の機械等の導入もありますので、それを例えばない状態にして別の作物というのは現状考えにくいかと思っております。ただ、この事業につきましては、お一人の農業者の方1回限りの支援ということになっておりますので、1年目で取り組まれた作物で、もしこの補助事業を申請された場合、2年目に他の作物を展開されても支援ができないという形になってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

そしたら、次の農村ビジネスサポート事業についてですけど、これもほとんど出尽くしておりますけれども、6次化で自分がつくったものを、またそれを堆肥として利用して県内の農家の方が生産したものを地産地消としてレストランで使うということは非常にいい事業だと思います。農家レストランといたら肉と野菜の料理といたらある程度メニューが固まってしまうわけですが、そこにお魚とかなんとかメニューも入れることはできるのでしょうか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

資料といたしましては、県のほうに考えたいメニューというリストを提出されていまして、その提供を受けておりますが、そのメニューの中に、いわゆる魚料理はさすがに見当たらなかったというふうに思っております。やはり御自身が畜産業を営まれていますので、その畜産業で得られる肉製品をメインにメニューを考えていらっしゃるという状態であります。

以上です。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

新規自営就農者支援事業で、先ほど課長の答弁で園芸用ハウスはキュウリ農家4人、農業機械導入2件も一緒ですか、キュウリ関係ですか。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

キュウリの作付の方ではないという形になってまいります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

わかりました。

次に、農村ビジネスサポート事業ですけど、補助事業が整備対策と推進対策と別々にわざわざしてあるんですけど、その中の一環として1つにまとめてできないのか、どうしてこういう別々にしてあるのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、本補助事業につきましては、県の事業の採択を受けた方に本市独自で支援をさせていただくという形になっております。その県の事業の中に、いわゆる施設整備に係る分とソフト事業の部分と2種類あってという形になっておりますので、それを受

けて、本市の事業もその2つになっているということでもあります。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に、同じく21ページの第1項、農業費、4目、茶業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

**○2番（諸上栄大君）**

旅費に関して御質問します。

これは、合同常任委員会でも御説明をいただいたと思うのですが、私が聞きそびれたところもあったので、再度御答弁をいただきたいと思いますが、当初で85万円ほど計上されてあって、また再度計上をされたというところも踏まえて質問をいたします。

**○議長（田中政司君）**

農業政策課長。

**○農業政策課長（福田正文君）**

お答えをさせていただきます。

合同常任委員会と同じ内容が出てまいります、御勘弁をいただきたいと思えます。

本年6月議会の際に、市長のほうからうれしの茶振興室のほうに増員をしたというお話をさせていただいております。この職員が農政関係につきまして相当な知見を持っているということで、その知見をフルに活用してもらおうということで今回旅費をお願いしたというのが補正の主な理由になります。

じゃ、どういったことをやっていただくかと申しますと、茶業、お茶の裏作、お茶以外での作物を取り組んでいただくためにどういったものができるかとか、もしくは、塩田のほうメインになりますが、水田農業の裏作とか取り組みを、ほかの野菜等でやっていただけるものはないかということ調査、検討、それと、当然つくるばかりではなくて、そういうものを買っていただく、購入していただくところについても、ぜひ確認、調査等も行いたいということで、福岡、北九州、熊本あたりへの出張。それと、状況によりましては東京への出張ということで今回旅費の追加をさせていただいたということになっております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

すみません、重複説明をしていただいてありがとうございます。

6月に1名、本当に経験があつて、知見があられる方が増員になられたということ、また、うれしの茶が農林水産大臣省を受賞したというホットな状況で今後のお茶に関して盛り上

がっていくだろうと私も思うんですけれども、そういう中で先ほど、もう一個前の課長の答弁の中にも、農業後継者の先進事例への研究をしていきたいというようなところもあらわれました。ぜひともそういうところも加味しながら、もし先進地の情報で知っていたところがあれば、そういったところも研修していただきながら、また施策展開に生かしていただきたいと思っております。答弁は要りません。ありがとうございます。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく4目、茶業振興費、9節、旅費、普通旅費14万7,000円についてお伺いします。

こちら、今、諸上議員の質問で大体わかりましたけれども、当初に85万1,000円ということで計上されていまして、6月に新しい職員さんが来られたということで、当初計画の予定の旅費と今回増額が14万7,000円が違ったのかということです、計画の予定がですね。それが1点。

それと、今回は、福岡、熊本、北九州、状況によっては東京ということですが、これは1人分の旅費と理解してよろしいのでしょうか、まずそれをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

当初とどう違うのかというお話がまず1点目かと思っております。

当初予算の時点で当該職員を想定していなかったという部分がありまして、先ほど申しました、市内での野菜等の作付、どういった野菜が向いているのかというそういう調査とか、確認とか、先進事例の見聞きをしてくるとか、そういったものにぜひ使いたいというのがまず第1点であります。

九州内の3つの都市につきましては、人数で言いますと4人分を計上いたしております。基本的には今回、6月に迎えた職員に別の職員を同行させまして、その職員の知見をしっかり吸収してもらうということで、2人で行ってもらう場面もあろうかということで、人数としては4人分を3つの都市に対して4人分を確保したと。そして、上京につきましても2人分をお願いしたという形になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

各地区に4名ずつで、東京に関しては2名ということですが、福岡、熊本、北九州と地区名が挙がっていますが、それぞれ、福岡ではどういったこと、熊本ではどう

いったこととか、具体的にあれば教えてください。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（福田正文君）

お答えをさせていただきます。

福岡、北九州に関しましては、いわゆる出口のほう、売り先について調査研究を今やっていたりしております。現行の予算の中で動ける部分については既に動いてもらっているという状態であります。

熊本に関しましては、九州農政局が熊本にあるという点もございますし、熊本県の農業政策、場合によっては国が模倣するという取り組みも熊本県がされている向きもありますので、九州の農業の先進県ということで、いろいろ情報を取りに行くこともあろうかということで、この3県、3都市を挙げているということでもあります。

以上です。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

これで歳出21ページから22ページまでの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出23ページの第7款、商工費について質疑を行います。

23ページの1項、商工費、4目、観光費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

1項、商工費、19節、負担金、補助及び交付金の有田・武雄・嬉野地区連携会議であります。

この分につきまして、ずっと近年、近隣の市町と連携しながら企画があっております。今回また新しい形で出てきておるとおもいますがけれども、この事業内容に若手職員によるプロジェクトチームをつくってテーマとして今年度は観光を事業展開していくということでもありますけれども、その中で、今年度はということでもありますけれども、これは次年度はまた別のテーマでいかれるのか、年度ごとの計画、テーマがあるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

観光というのは3市町で取り組む場合に一番共通点も多く取り組みやすいということで、観光を今年度のテーマにということで取り組みを行っております。

これは単年度の事業ではなく、これからも続けていきたいということで協議会を設置して始めた事業でございます。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

課長の答弁のように、私も3市町でつながっていくというのは、共通的には観光が一番喫緊の課題でもあるし、大きなテーマだと思っておりますので、ぷつんぷつんと切るよりは、継続しながら、より深めながら、また環境もどんどん変わってまいりますので、それに合わせながらしていくことがベターじゃないかと思っておりますので、理解をいたします。

その中で、各市町がチームをつくることによって、単純に言いますと6人ずつの編成になるわけですね。そうしたときに、嬉野市におきましてこのメンバーを編成するに当たりまして、各部署からなのか、それこそ希望者なのか、指名なのか、そういうことで余り偏ったらしみが出てくる場合もあるかわかりませんから、こういった形でなさるのか、確認します。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

今年度行います若手プロジェクトの人員の選定方法ということでよろしいですかね。

今年度の若手職員3名ずつを予定しておりまして、各市町から男女3名ずつをとということで、今現在募集をかけているところです。募集をかけていますが、手を挙げた職員は今のところゼロとなっておりますので、今からお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下議員。

○12番（山下芳郎君）

今現在は手を挙げられる方がいないということですので、あとは声をかけながら持っていきたいということです。余り偏らない形で持っていっていただけたらと思うわけでありまして。

その中で、一番大事なものは企画提案ですね。寄ってどうするか、それぞれ3市町の特徴を生かしながら横につなげていくにはどうしたらいいかということ、特にこれは若手職員とありますように、若手の潜在的ないろんな能力、意見を引き出しながら持っていっていただきたいと思うわけでありまして。ぜひ期待をしたいと思っております。

その中で、今はインバウンドが非常に厳しい状況でありはしますけれども、この企画の重きを国内向きに置かれるのか。観光となりますと、海外でも東アジアとかいろいろありはしますけれども、スタンスを海外に持っていられるのか、そういった考えをこの場で言えるの

かどうか、お願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

インバウンドに向けた取り組みで、国内から国外へとつなげることができるのかという質問でよろしいですか。

今回3市町で取り組みますが、共通する資源ということで「湯・陶・灯」、お湯の「湯」、焼き物の「陶」、明かりの「灯」ということで、共通する点がありますので、そこに着目したPRコンセプトとしまして、器、食、健康としまして、アクティブシニア層をターゲットにしたキャンペーンに取り組むということで今年度は取り組んでいきたいと思っております。

それと、各市町で自転車、サイクリングのほうも各市取り組んでおりますので、そちらのほうも同じ共通点がありますので、若手職員のほうでそういうところに着目して何か発案していただけないかということで今年度は取り組んでいただきたいなと思っております。ただし、若手職員のプロジェクトチームができてから、どういうふうに取り組んでいくかはその中で話し合っていていただきたいなと今のところは思っている状態です。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

諸上議員は、13節．委託料、19節．負担金、補助及び交付金、続けてよかです。

○2番（諸上栄大君）

はい。

そしたら、13節．委託料の国際観光・産業戦略事業250万円の計上に関してお尋ねをします。

合同常任委員会でも説明を受けましたので、大方内容はわかっているつもりではございますけれども、そもそも250万円という金額が計上をされているという中で、この内容を見た中で、主要な事業の説明書の中でも、トップシェフを招待してコラボ料理の開発、あるいはそういう開発を行ってマスコミによる世界への情報発信を狙い、PR等々記入していただいておりますが、トップシェフ、具体的に何人でん来んしゃっばってんが、何人ぐらえば考えていらっしゃるのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

何人ぐらい来られるのかということなんですけれども、これは国際観光・産業戦略事業で250万円計上しているわけなんですけれども、来年3月に武雄市におきまして、日本で初めてですが、アジアベストレストラン50というものが開催されます。これは、前日のレセプションと当日の授賞式と2日間行われる事業でありますけれども、このアジアベストレストラン50には、各国から有名シェフ50人、50店舗のシェフが受賞されることとなりますけれども、そこには、シェフのみでなく、国際メディアから約800人ほどの方が来られる、今までの開催地を見ますと800人程度の方が来られるということでお聞きしております。

また、世界70カ国ぐらいに情報発信がされるという話も聞いておりますので、この機会を捉えましてぜひ、温泉、焼き物、お茶などの特産品、嬉野の魅力を世界へ発信していきたいということで、地場製品の活性化につながるようなイベントということで、食のイベントと、あと、観光資源である各お茶畑とか、そういうものをシェフの方たちに見ていただきたいというようなことで事業計画をしているところで、その分の予算を計上しているところであります。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

それでは、そのような内容の中で、今度はPRをどんどんしていこうという観点であるんですけれども、800人ぐらいのマスコミ関係者の方とかたくさんの方が来られる状況で、あらゆるPRの手法があると思うんですけれども、これに関して、今の段階で具体的なビジョンがわかっているのかどうか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えします。

今の時点でわかっているビジョンがあるのかということなんですけれども、この事業が佐賀県が招致している事業でありまして、主催者はイギリスのロンドンのほうに事務局があります。その主催者側のオフィシャル発表がまだ行われていないので、正式にいろんなことがまだ決まっていない状況です。ただし、受賞者の方には招待状が送られるということで、それが12月ごろに招待状が送られると。市がもし単独事業を行うとしたら、その中にどういのをしますよというのを入れないと、そのほかにはそのシェフの方たちに情報を発信する機会がないということでしたので、まだはっきりとは決まっていないんですけれども、こういうイベントをしたいということで今回の補正で計上させていただいたところです。ですから、

今言えるのは食のイベントとお茶畑とか、そういうところを見ていただきたいというところ  
です。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

これは本当に、嬉野市をPRするということには絶好のチャンス、機会だと思っております。ただ、先ほど課長の説明があったように、3月にとというようなことが決まっているみたいなんですけれども、それで逆算したらかなりタイトなスケジュールになっていくことが予測されるんです。その中で、担当課がいろんなことをPR、あるいはコラボイベント、そこ  
までいろいろ立案、プランニングをするというような状況じゃなくて、やはりここに関しては広報・公聴課の機能を十分に生かしながら、嬉野市のPRをしていく必要があるんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺に関して市長の答弁をもとめたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、やはりPRが肝心だというふうに思っております。県が招致して800  
人ほどの媒体の関係者が集まるということで、宣伝効果に換算するとウン億円という世界だ  
というふうに言われております。そういった意味では、私たち市役所組織内だけにとどまら  
ず、市民の方、いろいろとお茶のPRであったりとか、こういった嬉野のPRのためにいろ  
いろ尽力をいただいている方がいらっしゃいますので、そういった方々と一緒に巻き込みな  
がら、しっかりいいPRをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

次の質問に移ります。

先ほど山下議員のほうからもありましたように、この負担金事業、有田・武雄・嬉野地区  
連携会議に関してなんですけれども、若手職員によるプロジェクトチームに関して、私もお  
伺いしたいと思っております。

私も若手のほうと議会のほうでは言われますけれども、そもそも若手というのはどれくら  
いの若手ぶりというか、勤務して何年とか、そういう若手の基準と申しますか、そういうと  
ころはどのようにお考えかなと思って。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

若手の基準はということで、議員さんも議員さんの中では非常に若いほうだと思いますけれども、今回の若手の基準としましては、30歳未満ということで想定をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

30歳未満ということで、ちょっと私はあちゃっと思いましたがけれども、確かに若手にされた理由というのはいろいろあると思います。やっぱり若い力、若い観点、こういったところを今後の観光施策に生かせないかというようなところがあると思うんですけども、その中で、今現状として、先ほどの答弁の中では手挙げ方式でいってもゼロ人というような状況。こういう状況に関して、担当課、あるいはこの観光施策は非常に大事になってくると。市長も7月3日に施策の協定に携わられて、さあ、あれをしよう、これをしよう各首長とも思いを発せられたと思いますけれども、この実際のギャップに対してどのようなお考えを持たれているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

応募に対して今のところ職員の手が挙がっていないということは、非常に残念に思うところでもあります。日常の業務等、そういったところが忙しいのかもしれないですけども、やはり外で同業者がいろんなところで頑張っている姿を見るというのは、これからのキャリアアップの上でも非常に重要だと思いますし、これから政策も広域展開が、いろいろと国の関連の中でも、国、県、市町というようなスクラムを組んでやっていかなきゃいけない施策は、福祉、農業、どんな分野でも必ず出てきます。そういったところで、他市の職員とのネットワークを持つということは非常に重要だと思っていますので、早速この後、私から直接、対象となる職員にメールで呼びかけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

補足させていただきます。

市長から直接メールで呼びかけるということでしたけれども、ゼロではあるんですけども、今ちょっと声かけを、若い職員ですので、なかなか自分から手を挙げるというのにちゅうちょされている方もいらっしゃると思いますので、声かけをしたところ、何人かはいいですよと言ってくれた職員もおりますので、あともう少し頑張りたいと思っております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

諸上議員。

**○2番（諸上栄大君）**

これは本当にいろいろな意見、観光一つとってもコンセプトは決まっていると思うんですけども、先ほど課長がおっしゃられたように、「湯・陶・灯」ですね。これは非常におもしろいコンセプトで、いろんなところが派生すると思うんですよ、観光だけじゃなくて癒し、これは健康につながるし、そういった観光一つに関しても派生していくところが多々あると思うので、その辺は非常に若い感覚が左右してくるんじゃないかと思います。

先ほど山下議員の質問の中でもあったように、今年度は観光というテーマが決まっているということでおっしゃられましたけど、今年度でいったらかなりタイトなんですよ、これも。じゃ、具体的に何回今後するのか、そういったのが決まっているのか。あるいは今後、これを繰り越そうねとそういうこともしながら、そのコンセプトの「湯・陶・灯」というのに近い事業をおのおの考えられることができるのか、そういうふうな1年区切りの観光というテーマじゃなくて、ちょっと延期、2年、3年で取り組もうよというようなビジョンも実際あるのかどうか、そういったところを最後にお聞かせ願えたらと思います。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えいたします。

確かに、あと半分、折り返し地点に来ているところでもありますけれども、これをどうするかということですが、今回、若手職員によるプロジェクトチームも今月中には人員を選定して発足させていきたいということで取り組みをしていく予定になっております。ただ、武雄市が災害が起こっておりますので、その辺で若干おくれる可能性もあります。

それと、あとほかにPR事業としましては、今月末に福岡の天神のほうでイベントが開催されますので、そこで3市町のPRをしたいと考えております。その福岡のイベントの中では、福岡のほうで有名なシェフの方に、各地域の産品を使ったメニューを開発していただきまして、それをイベント会場でも販売をする。それと、各市町の特産品を持ち寄りまして販売をし、PRをしたいという計画をしております。先ほどありましたように、お茶について

もそのときにはお茶の試飲等もして、PRに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も23ページ、4目。観光費、国際観光・産業戦略事業250万円でお尋ねいたしたいと思  
います。

こちらは、まだ確実なところで計画ができていないということなんですけれども、その中  
で、先ほど課長から答弁をいただきましたことがアジアベストレストラン50ということで有  
名なシェフの方50人の受賞とありまして、あと800人からいろいろな関係者の方が集われる  
ということ、国としては70カ国ということなんです。

ここで250万円と概算的にされていますけれども、ここの中では、嬉野市においておもて  
なしということがあったのかなと思うんです。後で出てきますけれども、有田・武雄・嬉野  
地区連携会議が今から進められていくんですけれども、例えば武雄市さんでそういうイベン  
ト的なことをもし協議する時があれば、そういった3地区連携で何かできないか。この  
中でちょっと思ったのが、せっかく有田・武雄・嬉野地区連携会議がありますので、今回の  
国際観光・産業戦略事業の中にそれも含められないのかなと思いますけど、いかがでしょう  
か。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今の質問は、アジアベストレストラン50の事業を3市町連携の中で取り組めないかという  
ような……（「そんな感じで一緒にですね」と呼ぶ者あり）一緒にということですね。

（「はいはい。別でもいいですけど、そういったイメージでできませんでしょうか」と呼  
ぶ者あり）このアジアベストレストラン50という事業が、主催者の事業、県の事業、それと  
市町の独自事業ということでありまして、まだ主催者の発表があっていないので、県のほうの  
事業もまだはっきりと確定していない。それで、市の事業も今計画はしているんですけれど  
も、もし重複するようなどころがあるとその分はまた変えていかないといけないというところ  
もありますので、3市町連携会議の中では情報の共有はしているんですけれども、一緒に  
取り組むというところまではなかなか難しいのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

わかりました。先ほど諸上議員もおっしゃられましたけれども、このイベントというのは本当にまたない嬉野市をPRできるチャンスだと思いますので、まだ具体的には決まっていないうことですが、もし決まった場合には、時間も迫っていますけど、有意義に嬉野市をPRできるようにしていただきたいと思います。

それでは次、説明書の11ページなんですけれども、地域連携事業で150万円減額とありますけれども、これが減額になって新しく有田・武雄・嬉野地区連携会議になったと思うんですけれども、まず、その地域連携事業が計画としてなくなった経緯、そしてこの有田・武雄・嬉野地区連携会議になった経緯の御説明をお願いします。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えいたします。

なくなった理由ということで……（「変わった理由」と呼ぶ者あり）変わった理由ですね。

まず、当初予算として要求しておりましたのが、委託料に150万円計上しておりました。そして、今回減額補正を50万円しまして100万円にして、負担金へ組み替えを行っております。

この理由としましては、当初の予定では、この3市町連携の関係で市独自のノベルティグッズ等を製作しないといけないのではないかなということで予算計上をしておりましたけれども、実際、今年度3市町連携会議をしていく中で、3市町で全て取り組んでいくということが決まりましたので、50万円のノベルティ代のほうについては減額しまして、負担金で持ち寄るということで決定しましたので、負担金のほうに100万円を計上しているところ です。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

それで、当初では地域連携事業として私がメモしているんですけど、クルーズ船と私はメモしていたんですけども、クルーズ船とか違いますかね。市町の魅力ある資源を活用し、幅広いPR活動を行うと、これも当初から3地区での連携として委託料として最初からしようという計画だったんですかね。わかりました。それが、委託料じゃなくて各市町の負担金ということで――すみません、一緒に質問させていただきます、次の有田・武雄・嬉野地区連携会議と一緒に。

**○議長（田中政司君）**

そしたら、19節、負担金、補助及び交付金の有田・武雄・嬉野地区連携会議を一緒にというか、今1回目ということでカウントさせていただきますけど、よろしいですか。

**○8番（増田朝子君）続**

はい。

この3地区連携会議では負担金ということですが、では、ずっと会議も行われていると思うんですが、100万円の負担金の内訳はわかりますか。

それと、若手職員によるプロジェクトチームということなんですけれども、会議的に、例えば月に1回とか、どんなふうに計画されていますでしょうか。まず、そこをお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えいたします。

負担金の内訳ということですが、まず、先ほど申しましたように福岡でのイベントに取り組む事業費と、あと、若手職員によるプロジェクトチームの事業費、それと、そのほかいろいろなPRのための費用等で使っていくということで予定をしております。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

では、この連携会議の中では、イベントとしては先ほど言われた福岡のイベント、本年度はそれだけ、1つということで理解していいんでしょうか。ほかにはもうないと。

それで、先ほど言われました共通点である資源の「湯・陶・灯」ということで進めていかれるということで、今後この連携会議をずっと継続的に続けていきたいということです。

先ほど諸上議員からも質問がありましたが、今年度のテーマは観光ということですが、来年度からいろんなテーマを決めてでしょうけど、この若手職員の方はずっと同じメンバーとか、例えば来年度はまた違ったメンバーとか、それはどういうふうに計画されていますでしょうか。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えします。

若手職員によるプロジェクトチームのメンバーはずっと一緒かという質問でよろしいですかね。

今年度は第1回目ということで、第1期生というふうな形で考えておまして、メンバー

はかわっていくということで想定をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今年度を第1期生として、メンバーはかわっていくということですね。

そして、この会議自体は、例えば今年度は観光ということで、終着点というか、テーマの最終点が何かあって、何か報告としてまとめるという計画はありますか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えします。

今のは、若手職員によるプロジェクトチームの最終地点はということによろしいですか。（「そうです。この会議、例えば今回は観光で、どういうふう最終地点時を考えていらっしゃるか」と呼ぶ者あり）この連絡会議の中でどういうふうにするかは決めていくようになりますので、今現時点で最終地点が何かというのはまだ決まっていません。

以上です。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをします。

今回は観光のプロジェクトということでありますのであれなんですけれども、また所管が変わってくるかもしれませんので、私から答弁をさせていただきたいと思います。

1つは、やはり先ほども若手職員が交流すること、例えば災害対応とか、ああいうときでも顔見知りであるだけでも大きなメリットになると思いますので、これからそういった観光であったりとか、スポーツのまちづくり、健康づくりのまちとか、そういったところでも交流をしていきたいなというふうに思っておりますし、今業務改革においても、広域圏という枠組みはあるんですけれども、なかなか広域圏全体で議論を最初の端緒として起こすのは非常に物理的にも難しい部分もありますので、そういったRPA——業務の自動化とかそういったところとか、業務改革の分野とか、さまざまこれから3市町の首長の中で話し合いながら、そのときどきのテーマを出していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。（「では、取りまとめは、何でもこれからということでもいいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

増田議員ここは、今回の補正予算は150万円を100万円にして負担金に直したというのがあって、当初予算のときにこの連携会議についてはあっとっですもんね。（発言する者あり）大体。そいけん、そこら辺を考えて質問をしていただきたいなというふうに思います。一応今ので3回終わりましたので、次、自転車を活かしたまちづくりということでお願いします。増田議員。

**○8番（増田朝子君）**

では、自転車を活かしたまちづくり全国市町村長の会について5,000円の補正が上がっていますけれども、こちらは平成30年11月15日に加入されているということで294自治体ということで、当初は1万円の当初予算が上がっておりました。

まず、今回の補正の理由をお尋ねします。

**○議長（田中政司君）**

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えいたします。

補正の理由ですけれども、昨年从这个自転車を活かしたまちづくり全国市町村長の会には加入しております。1万円の予算を計上していたところですが、今年度の会議において、新たに九州ブロックの会費として1団体5,000円の徴収が提案されましたので、その結果に基づき、今回補正で計上しているということでもあります。

**○議長（田中政司君）**

増田朝子議員。

**○8番（増田朝子君）**

九州ブロックの会費ということによろしいですかね。

これは全国大会が毎年あっているんじゃないですかね、あっていますか。

**○議長（田中政司君）**

市長。

**○市長（村上大祐君）**

お答えをしたいと思います。

大体、全国市長会に合わせてありまして、九州ブロック大会も九州市長会に合わせて行われるようになっております。

以上でございます。

**○議長（田中政司君）**

増田議員。3回目です。

**○8番（増田朝子君）**

わかりました。じゃ、市長にお尋ねしますけれども、この自転車を活かしたまちづくり全

国市町村長の会を嬉野市においてどのように生かしていきたいと思われませんか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

自転車の活用ということでありますが、まず1つが、観光という側面からいきますと、今、茶輪（ちゃりん）ということをして市内の有志の方が取り組んでいただいております、お茶屋さんやお茶に関連する観光名所を自転車で結んでいくレンタサイクル事業でございますけれども、そういったことも九州の大会においては私のほうからプレゼンテーション、発表をさせていただいております。

御承知のとおり九州はいろんなお茶の産地がありまして、南九州市とか、知覧茶の産地でございますけれども、市長さんからもそういった共感の声を寄せていただいているので、今後広域連携とか、そういったところにもつなげていきたいなというふうに思います。また、モビリティという観点から見ると、まず、九州新幹線の駅が開業した後に、駅前から自転車でいろんな観光地に直行してもらったりとか、滞在中の移動手段としていただくような研究も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

有田・武雄・嬉野地区連携会議につきましては、さきの3議員の質問に対する答弁で理解ができましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

私も同じところですけど、お伺いしたいのは、当初では委託料として計画を立てておられた、委託料ですよ。しかし、今回は負担金に変えられとっすね。そいけん、これはどうして今回計画を変えられたのか。最初は委託料で3市町の連携を図る予定を立てられとったと思うんですよ。しかし、今回は負担金に変えてそういうイベントに変えられたということですよ。福岡のほうの何かのがあると。それはやはり、ここに私も書いていますけど、アジアベストレストラン50、県のほうからそういう話があって事業の計画が変わってきたのかなど私は感じたんですけど、その辺のところの経緯がわかったら教えてほしい。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

**○観光商工課長（中村はるみ君）**

お答えいたします。

委員会で説明していましたがもということ。当初、委託料で組んでおりましたけれども、今年度3市町連携会議というのを3市町で開催するようになりまして、その中でいろいろ検討をしていきまして、各市町からの負担金でしたほうがこの事業はやりやすいだろうということ、各市町から負担金で持ち寄って3市町連携で行うというふうになりましたので、その関係で予算の組み替えを行っております。アジアベストレストラン50の開催とは全く関係ございません。

以上です。

**○議長（田中政司君）**

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出23ページの第7款、商工費についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後3時 休憩

午後3時 再開

**○議長（田中政司君）**

再開します。

次に、歳出24ページから25ページの第8款、土木費について質疑を行います。

24ページ、2款、道路橋りょう費、2目、道路橋りょう新設改良費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、森田明彦議員。

**○9番（森田明彦君）**

予算書は24ページと、主要な事業の説明書は13、14ページにまたがっております。

これは委託料と工事請負費は一緒の形で確認をしたいと思います。

合同常任委員会の折に、まず、委託料、工事請負費につきまして補助金の内示が出たということでの減額の説明だったかと思いますが、一応、再度といたしますか、詳細の説明をお願いしたいと思います。

**○議長（田中政司君）**

建設・農林整備課長。

**○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）**

お答えいたします。

まず、この社会資本整備総合交付金事業（橋りょう補修整備）及び社会資本整備総合交付金（市道調査・改良）、この事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付金で一括で補助金の交付がなされております。そういうことで、主要な事業の説明書の13ページ、14ページ、ともに減額というふうなことになっております。

この補助金の内示率というのは32.47%というかなり低い値というふうなことになりましたので、今回大幅な見直しが必要になったということで減額をしているものでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田議員。

○9番（森田明彦君）

ありがとうございます。何といたっても、この地方自治体の受け身の状況からは、そういった内示が出たということで、これは仕方のないことだということは重々わかります。特に私が危惧するのは、当然3月の当初予算を審議する際にも、それぞれに説明書の中に詳しく、橋であったり道路の距離であったり、具体的に施す部分についてのことを挙げていただいております。そういった中で、当初は僕らも可決をした議案であります。そして、あくまでも国のほうも当初はそれでいくということでスタートした事業で、結果的に、この五、六カ月経た後にこういったことで内示という形で切り捨てと言ったら余り言い過ぎかも知れませんが、この社会資本整備総合交付金事業というのは、地方自治体においては非常に当てにしている事業ですよ、大きな財源を伴うものでありますからね。だから、今回のこの減額ということで、それこそ私どもの自治体で簡単にほかの財源をぽっと持つてくるということとは不可能なんですよ。そういう状況にあります。

そういったことで、今回も32.47%という数字も示されましたけれども、自治体のみでどうしようもない状況というのもわかるんですけども、こういった大きな大事な事業を抱えただ中で、こういった交付金の内示という形で減額をしていくということに、非常に難しいなという面と、どうしたものかというような危惧を持ちます。

そういったことで、我々自治体でできることは何なのかと思うわけですたいね。やっぱり国に市長部局、執行部を挙げて、特にこういった交付金事業に対して、強く要請する以外にはないのかなと思いつながら、議案の質疑になりにくいんですけども、今回非常に危惧を覚えましたから、今後こういった対応が、何か必要なのか、もしくはやらんばいかんことなのか、大きな観点でお尋ねをしたいなと思いました。

一担当課だけの問題ではないと思うんですけども、この辺いかがでしょうか。お答えを、これは市長にお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

やはり道路であったり生活インフラというものは、こうした災害が続く世の中にあっては必需品であります。一時期はそういった道路不要論、また、公共工事不要論というのが吹き

荒れた、そういった影響がまだまだ余波として残っているのかなというような印象を抱くところでございます。

そういったところもあわせて、今、災害が激甚化していますので、そういった状況も踏まえて、この秋、予算獲得に向けてさまざま要望活動の機会がございますので、しっかり地域の実情を訴えてまいりたいというふうに思っておりますし、また全国市長会、そういったところから要望として上げておりますので、強くそういったところを強調してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

森田議員。

○9番（森田明彦君）

この後の答弁は求めませんが、今、市長も固く、強く申されました。そういったことでのお願いをする活動と、もう一つはやっぱりこの上の組織、いわゆる国が必要と認めるような内容といたしますか、ポイントの出し方といたしますか、そういったことでしっかり知恵を絞っていただいて、できるだけこういった内示額が高いところでおさまるようにといったらおかしいですけど、そういったことをお願いしたいというふうに思います。答弁は結構でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

今の説明で予算の流れはわかったんですけども、実際、この内示が出てこの工事ができないということに対して、多分この予算組みをするときに優先順位をつけて予算組みをされていると思いますけれども、この予算そのものは必要だからつけてあるわけですよ。そのことについて中身はよく私はわかりませんが、その地域の人、そういう工事を待っていらっしゃる方、そういう方がいっぱいいらっしゃると思うんですけども、そういった方たちへの説明についてはどうされるのかという部分と、今後、今回外れた工事については、優先順位的には次の予算組みのときには上位になってくるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、議員おっしゃったように、私どもも事業が必要ということで上げた中でのこういう低い数値できたわけですし、私どもも非常に困惑といたしますか、今後もこういうことがない

かというふうに非常に危惧をしているところです。

地元の方も早くしてもらいたいということで要望をされておりますし、私どもも確かに必要性を感じて申請をしているところです。地元の方に関しては、ある程度、区長さんなりを通して、来年度以降も、うちのほうとしても引き続き要望をしていきたいというふうに考えておりますので、その旨をお伝えしようかというふうに考えております。

とにかく、どういう補助、この社会資本自体が低い水準ですので、ほかにもいい補助金等がないか、こちらのほうとしてもいろいろ調べまして、できるだけ高い内示率で持てるような事業を探してみたいというふうに思います。

そして優先順位ですが、一応やっぱり今年度絶対しなければいけないという事業がございます。例えば、橋りょうの長寿命化の策定、これに関しては5年に1回は必ずしなければいけないというふうに法的にも決まっておりますので、そういうものを優先順位として考えております。

あとは、災害等、防災等、やっぱり人命、命にかかわるような、災害に係る防災工事、そういうものを第2優先順位として挙げたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

優先順位は、梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

私が聞きたかったのは、この今回外れた分の事業について、次に予算組みするときにもまた新たないい予算を探してくるというのは当然として、次組むときに優先順位としてはここが上位になってくるのかどうかというのをお聞きしたいんですけれども。

○議長（田中政司君）

建設部長。

○建設部長（副島昌彦君）

お答えします。

今年度予定していた箇所につきましては、もちろん今年度もしなくちゃいけないということで当初予算に計上したことでありまして、予算の内示におきまして、仕方なく減額をしているという状況でございます。

また、その事業の中には用地買収が既に済んでいる事業もございます。そういう事業は先に送ることができないということで、ただし、今回は減額をしていますけど、次年度においてはやっぱりそういう事業を、基本的に今年度見送った事業を先にというのを基本の考えとして行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

こういった事業というのは当初予算で予算が上がれば、私たちも予算が上がった、決まったよとついつい安易に言うてしまうんですけども、現実こういう形でひっくり返される場合もあるという中で、しっかり現場の方にそういった説明をきちっとしていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（田中政司君）

これで歳出24ページから25ページまでの第8款、土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出26ページの第9款、消防費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出27ページから29ページまでの第10款、教育費について質疑を行います。

初めに、27ページの1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私からは、主要な事業の説明書15ページで、原子力・エネルギー教育支援事業ということで、この事業内容の詳細と選定基準、そして、これの対象は何年生が対象なのか、そういったことをお伺いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

この佐賀県原子力・エネルギー教育支援事業は、エネルギーや原子力について理解を深めて、みずから考え、判断する子どもを育成するための教育環境を整備するという視点から、学習指導要領の趣旨に沿って実施される原子力及びエネルギーの教育を支援するものです。平成15年から本事業が始まって、嬉野市内の小・中学校も希望をして、施設見学や実験器具等の購入をしているところでございます。

選定につきましては、市内の小・中学校全てに、県からの通知の分を周知します。その返ってきた回答で、希望した学校を全て推薦するという形をとっておりますので、選定というものはございません。また、エネルギー分野に関しての実験器具等を購入しますので、対象学年としては小学校3年生から中学校3年生までの対象となるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりました。これはちなみに、小学校3年生だったら3年生、中学校3年生だったら中学校3年生という、学校側でこの実験とかなんとかというのは考える、提案する。それとも、パッケージが幾つかあってその中から選ぶ、どちらになるんでしょう。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

学校が考えて、学校が必要だというような内容で実験道具等を希望したり、あるいは施設見学を希望したりということでございます。なので、パッケージ等があるわけではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりました。あともう一つ最後に、これをよく見てみると、「補助率で定額（事業対象の小中学校の1学級あたり100千円を限度とする。）、これは多分、施設見学とかそういったほうですよね。「ただし、施設見学会以外の事業については、1学校あたり100千円を限度とする。」と書いてありますね。これは多分、大草野小学校は今回こっちの後ろのほうでかかったと思うんですけど、この1学級当たり10万円というのは、施設に行くということで、申請すれば全部行けるわけですよ。ある程度通るわけですよ。使わないともったいないような気がするんですけど、そこら辺ちょっと、これまでこういう申請がなかったのは、日にちがないとかいろいろとあるんでしょうけど、どういうことなのかなと思って見ていたんですけど、推進はなさっていないのかなと思ってですね。最後にお伺いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

施設見学につきましては、1学級あたり10万円を上限とするというとおりでございます。過去は、平成15年と17年と25年に施設見学を希望されている学校があります。特に、希望がさほど多くないといったところにつきましては、学校のお考えがあるというふうに思います。

それと、1日の見学になりますので、その分、授業時数が削減されます。そこら辺と勘案して学校が判断するものと思っておりますので、これを教育委員会で推奨していることはございません。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

先ほど課長も答弁されましたけど、以前にもたしかこの事業を採択して、大草野小学校じゃなかったですかね。どこか市内の学校も、多分これは福島原発の事故があった後に、そういう原子力に対していろんな知識を子どもたちにしようということで県が実施してされていると思うんですよ。それで、これを以前されて、継続的にされるならまた意味もあるでしょうけど、こういうふうに単発的に数年置きぐらいにこういうふうに少しずつされても、継続性もないし、そういうのに意味があるのかなという疑問が1つあります。

それともう一つ、施設見学に関しては先ほど課長が申されますように、授業時数の関係でちょっとあれしているところが多いという話も聞いております。それで、今回この事業がそういうふうに子どもたちに効果——ただ、今回は大草野小学校のみですよ。せいけん他の学校の生徒にはそういう事業はないと思いますので、その辺のところもどういうふうに考えられるのか。ただ、大草野小学校だけ今年度して、また数年後という形になると思うんですよ。だから、そのときそのときによってされるのか、毎年こういう形があって採択があっっていないのか、その辺のところはどうでしょう。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

平成15年を皮切りとしてこの事業は始まっておりまして、毎年各学校、市内全小・中学校には周知をしております。そして、事業内容を周知した上で希望する、しないという、そこまで希望をとった上で、確認をした上で県へ申請をしております。それが1点です。

もう一点で、学習指導要領では4つの観点がございます、1つ目がエネルギー、2つ目が粒子、3つ目が生命、4つ目に地球というふうに、この4つの観点がありまして、その4つの観点のうちのエネルギーに係る内容であれば、この事業の補助の対象になるということでございます。なので、例えばですが、顕微鏡を欲しいというような場合でこの事業に希望したとしても、これは補助の対象にはならないと認識をしております。

なので、そこら辺で学校の理科の実験器具等の状況等もそれぞれの学校が考えながら、手を上げるか上げないかを判断しているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

学校にも一応周知をして手挙げをしてもらうということですが、校長先生の知恵袋事業がありますよね。そういう事業と一緒に、そういうこともできるわけですか。また、学校として取り組みをされる校長先生の知恵袋事業ということで予算も市のほうがつけていますけど、そういう感じとは全く、全然別の次元の問題ですかね、これは。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

校長先生の知恵袋事業の中で、学力向上というのが一つの枠の中にあります。この学力向上の中で、理科での考える力とか、判断する力とか、そういったものが必要であるというような場合は、そちらで予算措置をされる学校もあるかと思いますが、これは国の事業で、そこからおりてきた県の事業でございますので、かなりの精査も県のほうでされますので、これが連携してというのはちょっと考えにくいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

最後に1つお尋ねしますが、毎年毎年継続して行うものではないとですか。できないということ。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

毎年周知を図っておりますので、例えば、今年度希望された大草野小学校が来年度も手を挙げて希望されるということは可能でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、28ページ、4項、社会教育費、3目、公民館費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回、公民館と公会堂のほうからピアノを移動されるということですが、移動した後に調律をする必要がないのかどうか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えをいたします。

今回の補正の金額の中には、調律も含んだ金額となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

わかりました。それで、ピアノ以外にも、公民館、公会堂から施設の備品、そういうものもまだ使えるものがあるのかないのか。その辺のところはほとんど全部こちらのほうに出してしまって、例えば椅子とかテーブル、そういうのがあったと思いますが、そういう使えるものがまだあるのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（小笠原啓介君）

お答えします。

嬉野公民館のほうにつきましては、事務所内に残ってありましたキャビネット、テーブル、机、それから椅子、会議室の中にあつた長椅子とかパイプ椅子、こちらのほうは不足しているところに持ち運んだりして再利用をしております。まだ少々残っているところもございます。

公民館については以上です。

○議長（田中政司君）

次に、同じく28ページ、4項、社会教育費、5目、図書館費について質疑の通告がありますので、これを許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回、10月に読書月間ということで、佐賀うちどくネットワークの予算措置をしていただいております。これは合同常任委員会の折にも説明をいただきましたけど、議員提案で読書条例を制定されておりますので、その一環として昨年に引き続きことしもうこういう事業に取り組んでいただいておりますことに、この条例制定にかかわった先輩議員たちも喜んでおられるんじゃないかなと私も思っております。

ことしのこの内容について、この質問を出して後にチラシには目を通しはしたんですけど、もし少し詳しく。このうちどくというのは、たしか伊万里市の図書館のほうの主になって最初にされているんじゃないかなという認識が私もありますけど、その辺のところを含め、少し説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

この佐賀うちどくフェスティバルの内容ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これが、まず、主催が佐賀うちどくネットワークでございます。こちらは、佐賀県内のうちどくを実践、推奨している自治体や教育委員会、図書館、公民館、学校及び保育園や民間団体、企業などと連携することで、それぞれのうちどく活動を活発化させ、県内のうちどく普及を推進していくことを目的に設立された組織でございます。

こちらが、毎年、県内の市を回って、佐賀うちどくフェスティバルというものを開催されております。今回、第7回を嬉野市で開催したいという申し出がございましたので、こちらも賛同いたしまして、実施することになりました。

内容としましては、まず、うちどくについて実践発表を3団体から行っていただきます。市内の嬉野小学校からリレーうちどくについて、そして、塩田町からはおはなしボランティアのおはなし会、嬉野小学校からもおはなしボランティアのおはなしどんどんの3団体から事例発表をしていただきます。その後、児童文学作家のくすのきしげのり様から御講演をいただくようになっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

ありがとうございます。ぜひ私も参加させていただきたいと思っております。

それで、毎年このように10月に読書強化月間ということで、少しの予算でも何かしていただくということに関して、いろんな提案というか、そういうのを行政サイドのみじゃなくて、一般の我々議員とか、市民の方とか、そういう形のほうからのこういう催しをやったらどうかという、例えば別の知り合いのそういう読書関係の講師の先生の講演会を開いたらどうかという、そういう企画を教育委員会のほうに出しても、その辺はやっていただけるものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

この嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進は、教育委員会がせんばいかんとは何も決まっていないわけですね。どこがやってもいいと思っています。ですから、そういう意味では、どこかがやらなければいけないというふうなことで、去年は白根先生を呼んで教育講演

会をやりましたけれども、そういった意味では、輪番制で議員さんたちがやっていただいても差し支えないところじゃないかと思っているわけです。

今回は、特にお願いしている分では家読と呼んでいますけれども、子どもたちを中心にしていきますので、今回は教育委員会で音頭をとらせていただいているわけですので、そういった意味では、当初から予算をつけていただければこういった補正予算も組まなくて計画を持っていけるんじゃないかと思いますが、この条例の中身を見ますと、予算措置については一切触れていないわけですね。ですから、学校は学校で、教育委員会は教育委員会で独自に学校教育の中で読書活動はしているわけですが、たまたま今回は平成25年からうちどくということで、佐賀県では伊万里市が取り組みましたので、そのメンバーの中に嬉野市の教育委員会のメンバーを送り込んで、平成25年からずっと温めてきておりましたので、今回受けるような経緯になったところでございます。

そういったことで、目標としては300名の大人の方を寄せようと思っています。もちろん、子どもたちは入れなくてです。そういった状況でございますので、ぜひ議員さん方も参加をしていただいております。

先ほど、当時の文教福祉常任委員長でありました山口忠孝議員がおっしゃっていただいたので、お待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

ぜひ今後ともこういう取り組みをやっていただきたいと要望して質問を終わります。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出27ページから29ページまでの第10款、教育費についての質疑を終わります。

これで16ページから29ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第63号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を終わります。

次に、議案第64号 令和元年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、9月20日、明日も議案質疑の予定でございましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、20日、明日は休会にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、9月20日は休会とすることに決定をいたしました。  
本日はこれで散会いたします。

午後3時35分 散会